

令和 8 年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】



目 次

「整備主任者」について	1
-------------	---

特定整備事業処分関係

1. 自動車特定整備事業者の処分事例（全国）	3
------------------------	---

審査事務規程関係

2. 審査事務規程 第64次～第72次改正の概要について	4
（（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	

法令・通達改正、プレスリリース関係

3. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！	
（令和7年10月1日 国土交通省）	29
4. 「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について	
（令和8年3月31日 国土交通省）	41
5. 令和8年度予算スキャンツール補助事業を開始します！	
（令和8年7月28日 国土交通省）	49

参考資料等

6. 一般社団法人日本損害保険協会 北海道支部からのお願い	50
7. 軽自動車検査協会 札幌主管事務所からのお知らせ	57

8. 独立行政法人自動車技術総合機構 北海道検査部からのお知らせ	5 0
9. 点検又は整備料金に関する遵守事項について	6 2
10. 北海道運輸局資料	6 3
・ 指定部品装着による幅の取扱いの変更について	
・ 令和 1 0 年 1 月から「紙」の保安基準適合証の取扱いは、原則”廃止”となります	
・ 『OBD検査』『OBD確認』『OBD点検』の違いは？	
・ 事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について	
・ 不正改造車排除運動リーフレット	
・ 管内整備事業の現況（統計情報）	
・ 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	
・ 問い合わせ先	

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されており、道路運送車両法施行規則には自動車特定整備事業者の遵守事項が規定されています。そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項	
● 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適・否
● 特定整備記録簿（写）は使用者に適切に交付されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適・否
● 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適・否
● 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適・否
☐ 登録番号等、 ☐ 特定整備完了年月日、 ☐ 依頼者の氏名、住所、 ☐ 総走行距離 ☐ 整備主任者の氏名、 ☐ 特定整備事業者名、住所、認証番号	
● 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適・否
● 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適・否
● 特定整備後のできばえ確認業務	適・否

道路運送車両法施行規則

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- 六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

六の二 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大氣中に放出しないこと。

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

九 事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。

十 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

事例１ 自動車特定整備事業の停止（１０日間）

【違反の概要】

使用車両について当該事業場で点検整備作業を実施した直後に車両の運行に支障がある不具合が発生したとの申告が使用者からあった。その後、当該事業者からも同様の申告があったことから特別監査を実施した。

特別監査の結果、ブレーキキャリパを取り付ける特定整備作業の際に、取付ボルトを本締めすることを失念し、仮締めの状態で依頼者に車両を返却し、特定整備作業に重大な瑕疵があったこと等を確認した。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- （１） 特定整備作業に重大な瑕疵があった（事故を惹起）
- （２） 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

事例２ 自動車特定整備事業の停止（４０日間）

【違反の概要】

支局保安担当あてに車輪脱落の事故報告があり、直近の車検整備が当該事業場であったことから監査を実施したところ、従業員駐車場に回転部分の突出した車両が確認され当該車両に対する定期点検が行われていることが確認された。

また、定期点検記録簿が保存されていないものがあり聴取したところ、その場で作成した記録簿を別の場所に保管されていたと虚偽の報告とともに提示した。

そのほかレッカー業者がアクスルシャフトの脱着を行い搬入した車両について出来栄確認及び特定整備記録簿の記載も行っていないなどの違反が確認された。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- （１） 特定整備に係る部分が保安基準不適合
- （２） 特定整備記録簿の虚偽記載
- （３） 特定整備記録簿の記載なし
- （４） 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り
- （５） 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない
- （６） 特定整備記録簿を２年間保存していない
- （７） 不正改造を実施
- （８） 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備
- （９） 立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った

《 指定自動車整備事業関係 》

- （１） 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した
- ※ 文書警告

(独) 自動車技術総合機構審査事務規程 第 64 次～第 72 次改正の概要について

- 第 64 次改正 (令和 7 年 7 月 23 日付け)
 - ・ クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。
 - ・ 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。
 - ・ 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。
 - ・ 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。
- 第 65 次改正 (令和 7 年 8 月 1 日付け)
 - ※認証関係の改正のみ
- 第 66 次改正 (令和 7 年 9 月 26 日付け)
 - ・ 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。
 - ・ 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。
- 第 67 次改正 (令和 7 年 10 月 31 日付け)
 - ※認証関係の改正のみ
- 第 68 次改正 (令和 7 年 12 月 23 日付け)
 - ・ OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。
 - ◆ 車線逸脱警報装置
 - ◆ 側方衝突警報装置
 - ◆ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
 - ・ 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」(令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号)が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。

- 第 69 次改正（令和 7 年 12 月 24 日付け）
※交通安全環境研究所における規程・実施要領等の改正について
- 第 70 次改正（令和 8 年 1 月 30 日付け）
※認証関係の改正のみ
- 第 71 次改正（令和 8 年 3 月 2 日付け）
※認証関係の改正のみ
- 第 72 次改正（令和 8 年 3 月 25 日付け）
 - ・乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。
 - ・道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正
 - ・米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
 - ・改造自動車届出制度の見直し
 - ・同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

—審査事務規程第 64 次改正—（抜粋）令和 7 年 7 月 23 日

クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。

6-10 の 2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置

6-10 の 2-1 装備要件

- (1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。
（保安基準第 8 条第 8 項、細目告示第 10 条第 7 項関係）

- ① 二輪自動車
- ② 側車付二輪自動車
- ③ 三輪自動車
- ④ 被牽引自動車
- ⑤ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車
- ⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する緊急自動車

6-10 の 2-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R175-00 の 5. 及び 6. の基準に適合するものでなければならない。ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第 10 条第 6 項関係）

区分	方向
車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	前方
車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車	
車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	後方
車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車	

- (2) 次に掲げるペダル踏み間違い時加速抑制装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたペダル踏み間違い時加速抑制装置を有する自動車に取付けられたペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置

6-10 の 2-3 欠番

6-10 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、6-10 の 2-1 及び 6-10 の 2-2 の規定は適用しない。
(適用関係告示第 4 条第 24 項関係)
- ① 令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車
- ② 令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
- ア 令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
- イ 令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。

6-41 運転者席

6-41-1 性能要件

6-41-1-1 （略）

6-41-1-2 書面等による審査

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転に必要な視野を有するものとして運転者の視野に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R125-03 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあっては、UN R125-03 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。

なお、視界内表示投影装置を備えない自動車にあっては、「UN R125-03」を「UN R125-02-S3」と読み替えることができる。（保安基準第 21 条第 1 項関係、細目告示第 27 条第 1 項第 1 号関係）

- (2) （略）

- (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席に備える視界内表示投影装置は、運転に必要な視野を

確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、構造、表示等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R176-00 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条第 2 項関係、細目告示第 27 条第 2 項関係）

(4) 次に掲げる視界内表示投影装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられた視界内表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている視界内表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき視界内表示投影装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置

6-41-2～6-41-3（略）

6-41-4 適用関係の整理

(1) ～ (4)（略）

(5) 次に掲げる自動車については、6-41-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。

（適用関係告示第 18 条の 2 第 6 項第 8 項関係）

- ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの

農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。

6-44 座席ベルト等

7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2（1）のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22

条の3第1項関係、細目告示第30条第1項)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員10人未満の自動車 イ 乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの(③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であって前向きのもの(容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であって前向きのもの(UN R173-00の5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの(高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(UN R173-00の5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席(UN R173-00の5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト

	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト 又は第二種座席ベルト
⑥ 大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト 又は第二種座席ベルト

(2) 自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。

- ① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-S4 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。

この場合において、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22,300N（後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3. 2. 中「13,500N（後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあつては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。

- ② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。）に定める基準。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあつては、7-44-2 (5)

- ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R16-10 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。

(3) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-00 の 5. 1. 2. 1.、5. 1. 6. 又は 5. 1. 7.」を「UN R16-07-S3 の 8. 1. 2. 1.、8. 1. 6. 又は 8. 1. 7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。）」を「UN R16-07-S3 の 5. 及び 7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）

- ① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

- ② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては令和 5 年 3 月

31 日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車

イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R16-08-S4 の 8.1.8. 又は UN R173-00 の 5.1.8. の適用を受けないもの

④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

(4) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。）」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）

①～③（略）

(削除)

(5) 令和 8 年 12 月 31 日以前に製作された大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）にあつては、7-44-15 の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 28 項関係）

(6) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中、「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 27 項関係）

① 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

[量産型超小型モビリティの特例]

(7) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2

(4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであれ

ばよい。

この場合において、UN R16-10 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)

大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。

6-106 後写鏡

6-106-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。

ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)

6-106-2 性能要件

6-106-2-1 (略)

6-106-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 6.2.、6.3.（6.3.1.1. 中記号の表示に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 1 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係)

- (2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号関係)

- ① UN R46-06-S1 の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、UN R46-06-S1 の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。

ただし、UN R46-06-S1 の 6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-06-S1 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と、「2m 未満」とあるのは「1.8m 以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

- ② UN R46-06-S1 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準。

ア UN R46-06-S1 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

イ ア以外の場合は、UN R46-06-S1 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用する

ものとする。)及び 6.3.3. (6.3.3.1.2.を除く。)に定める基準に適合するものであること。

ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前のものにあつては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。

(3) ～ (5) (略)

6-106-3 取付要件

6-106-3-1 視認等による審査

(1) ～ (2) (略)

(3) 大型特殊自動車に備える後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 4 号関係)

6-106-3-2 書面等による審査

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 15. (15.1.1.を除く。)、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係)

(2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 15. (15.1.1.を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 2 号関係)

① UN R46-06-S1 の 12.1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

② UN R46-06-S1 の 15.2.1.1.1. 及び 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

③ UN R46-06-S1 の 15.2.1.1.1. 及び 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ア UN R46-06-S1 の 15.2.4.4. に定める視界範囲

イ UN R46-06-S1 の 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲

④ UN R46-06-S1 の 15.2.1.1.1. 並びに 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の

規定は適用しないものとする。

ア UN R46-06-S1 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める視界範囲

イ (略)

⑤ UN R46-06-S1 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-06-S1 の 15.2.1.2. の規定にかかわらず、UN R46-06-S1 の 15. に定める基準は適用しないものとする。

⑥ UN R46-06-S1 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡 (UN R46-06-S1 の 15.1.3. に適合するものに限る。) であって、6-106-2-2 (2) ②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-2-2 (2) ②アの基準に適合するよう取付けられたものにあっては、UN R46-06-S1 の 15.1.3. に定める基準に適合するものとみなす。

(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。) を有しないものに備える後写鏡は、6-106-2-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 5 号関係)

(4) ~ (5) (略)

6-106-4~6-106-7 (略)

一 審査事務規程第 66 次改正一 (抜粋) 令和 7 年 9 月 26 日

走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法を規定します。

6-110 速度計等

6-110-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車 (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、6-110-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)

6-110-2 性能要件 (書面等による審査)

(1) (略)

(2) 走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 3 項関係)

① 自動車 (②及び③に掲げる自動車並びに最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。) にあっては、UN R39-02 の 5.5. から 5.12. までに定める基準

【適用関係の整理】

◇次に掲げる自動車については、「UN R39-02 の 5.5. から 5.12. まで」を「UN R39-02 の 5.5. から 5.10. まで及び 5.12. 」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条第 6 項関係)

ア 令和 12 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ 令和 12 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

(イ) 令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、UN R39-02 の 5.5. から 5.8. まで及び 5.10. に定める基準

③ 大型特殊自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であつて走行距離計を備えないものを除く。）にあつては、UN R39-02 の 5.5. に定める基準

(3) ～ (4) (略)

6-110-3 (略)

6-110-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、6-110-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。
(適用関係告示第 54 条第 4 項関係)

① (略)

② 平成 29 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア～イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの

(3) 次に掲げる自動車については、6-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。
(適用関係告示第 54 条第 5 項関係)

① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日

において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が
令和 12 年 8 月 31 日以前のもの

6-110-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 4 項関係)

① (略)

② 平成 29 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、
次に掲げるもの

ア～イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日
において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日
が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの

6-110-5-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が
容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時に
おいて著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、6-110-5-2

(1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。
ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機回転
計をもって速度計に代えることができる。

(2) (略)

6-110-5-2 (略)

6-110-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 5 項関係)

① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、
次に掲げるもの

ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別
取扱自動車及び多仕様自動車

イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別
取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定
自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度
及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日
において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が
令和 12 年 8 月 31 日以前のもの

6-110-6-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が
容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において
著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、6-110-6-2 (1) の基準に
適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもって
速度計に代えることができる。

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が
運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に

関し、6-110-6-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。

6-110-6-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) 速度計は、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。

なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、「 $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 4$ 」とあるのは「 $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 6$ （二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 8$ ）」と読み替えるものとする。

- (2) 走行距離計は、表示、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R39-01-S2 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあつては、この限りでない。

- (3) 次の各号に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

- (4) 次の各号に掲げる走行距離計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計

国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。

(略)

—審査事務規程第 68 次改正—（抜粋）令和 7 年 12 月 23 日

OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
0	(略)	(略)
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE） ②～⑨（略） ⑩ 車線逸脱警報装置（LDWS） ⑪（略） ⑫ 側方衝突警報装置（BSIS） ⑬（略）
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）

（原動機及び動力伝達装置：保安基準第 8 条第 8 項、細目告示第 88 条第 6 項、第 166 条第 5 項関係）

（かじ取装置：保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 2 項、第 169 条第 1 項第 1 号ワ関係）

（制動装置関係：保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 11 項、第 171 条第 11 項関係）

（排出ガス発散防止装置：保安基準第 31 条第 3 項、細目告示第 119 条第 2 項、第 197 条第 2 項関係）

（車線逸脱警報装置：保安基準第 43 条の 6、細目告示第 145 条の 2 第 4 項、第 223 条の 2 第 3 項関係）

（車両接近通報装置：保安基準第 43 条の 7、細目告示第 145 条の 3 第 3 項、第 223 条の 3 第 3 項関係）

（側方衝突警報装置：保安基準第 43 条の 9、細目告示第 145 条の 5 第 4 項、第 223 条の 5 第 4 項関係）

（自動運行装置：保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 150 条の 2 第 3 項、第 228 条の 2 関係）

(1) ～ (2) (略)

(3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
(略)	(略)	(略)
安全関係装置 （排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの	① 7-10 の 2-2 (1) [8-10 の 2-2 (1)] ②～⑤ (略) ⑥ 7-102-2 (1) [8-

		102-2 (1)] ⑦ (略) ⑧7-105-2 (1) [8-105-2 (1)] ⑨ (略)
--	--	---

〔適合しない規定欄の注釈〕

注 1：〔 〕 内は第 8 章適用車を示す。

注 2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。

注 3：①から⑨までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。

4-7 審査の実施方法等

4-7-1 審査の実施方法

- (1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。

この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は 4-7-1-1 及び 4-7-1-2 並びに第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

- (2) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。（施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）関係）

①～④ (略)

- (3) ～ (7) (略)

4-7-1-1 新規検査、予備検査又は構造等変更検査

- (1) 自動車の種別、自動車の用途及び車体の形状の判定

- ① 自動車の種別は、自動車の構造及び原動機並びに自動車の長さ、幅及び高さに応じ、「小型自動車」、「普通自動車」又は「大型特殊自動車」の別を判定するものとする。

なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうち、長さ、幅及び高さが最大となる場合の種別とするものとする。

- ② 自動車の用途の分類は、用途区分通達により区分し判定するものとする。

なお、次に掲げるような自動車は公共用応急作業自動車として取扱うものとする。

ア 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車

イ 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 34 年自車第 165 号）による移動無線自動車

ウ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 35 年自車第 523 号）による水防用自動車

エ 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和 40 年鉄総第 413 号の 3）により指定を受けた自動車
 オ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 48 年 3 月 22 日付け自車第 188 号）における応急作業に使用する自動車

- ③ 車体の形状は、次表左欄の自動車の分類に応じた同表右欄のいずれかのうちから判定するものとする。

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」
	「オートバイ」「側車付オートバイ」
	「三輪箱型」「三輪幌型」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」
	「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」
	「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」
	「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」
	「セミトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」
	「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」
	「ドリー付トレーラ」「ドリー付バントレーラ」
特種用途自動車 (注 1) (注 2)	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」
	【用途区分通達 4-1-3 (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」
	【用途区分通達 4-1-3 (2) 患者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」

	【用途区分通達 4-1-3 (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」
	【用途区分通達 4-1-3 (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】 「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車 (注 1)	【用途が「ー」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が 3m³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が 3t 未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ポール・トレーラ」
	【用途が「建設機械」となるもの】 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 以上のもの)「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」(積載容量が 3m³ 以上のもの)「アスファルト・フィニッシャ」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 以上のもの)「ブルドーザ」(車両重量が 3t 以上のもの)

注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨を付記した形状とする。

なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22. に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。

〈例〉

「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪

注 2. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨を付記した形状とする。(最後尾の「車」を除く。)

〈例〉

「粉粒体運搬車」→ 粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ

(2) 構造に関する審査

- ① 次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機、重量計、傾斜角度測定機、巻尺等を用いて審査するものとする。

ただし、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

また、完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができるものとする。

ア～ク（略）

- ② ①ウ（車両重量に限る。）に掲げる事項について、事務所等に設置されている重量計で測定することが困難な場合には、計量法（平成4年法律第51号）第110条の2の規定に基づく証明書により審査するものとする。

なお、当該証明書は、審査依頼があった自動車と同一の状態で測定したものであること。

- ③ 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合には、①ア又はウに掲げる事項について、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日付国自整第181号）を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

(3) 装置に関する審査（その1）

次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。

この場合において、①、②及び⑩に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、③、⑥、⑧及び⑨に掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

審査事項	器具
①～⑪（略）	（略）

(4) 装置に関する審査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用い、また、必要に応じ手指で揺する等して審査するものとする。

この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

①～⑩（略）

(5) 装置に関する審査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。

①～⑮（略）

(6) 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

① 構造に関する事項

(2) ①のイからカまで及びクに掲げる事項

② 装置

(4) ①から⑤まで及び⑦から⑨までに掲げる装置並びに (5) ①及び③に掲げる装置

(7) 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査

型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、(3) (多仕様自動車にあつては、(3) ①から⑩までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。)、(4) (多仕様自動車は (4) ⑨を除く。)、(5) ⑤及び⑥の審査を書面審査に代えるものとする。

ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。

① 型式指定自動車

ア～ウ (略)

② 多仕様自動車

ア～ウ (略)

4-7-1-2 継続検査

(1) 構造に関する審査 (その 1)

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。

この場合において、①又は②については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)」(平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 234 号自整第 262 号) 及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)」の細部取扱いについて」(平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 235 号) を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

①～④ (略)

(2) 構造に関する審査 (その 2)

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。

①～③ (略)

(3) 装置に関する審査

4-7-1-1 (3) から (5) までの規定に準じて審査するものとする。

4-7-2 総合判定

(1) ～ (2) (略)

(3) 審査中断

① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1

(7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定す

るものとする。

②（略）

—審査事務規程第 72 次改正—（抜粋）令和 8 年 3 月 25 日

乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。

6-13 の 2 緊急車線維持装置

6-13 の 2-1 装備要件

(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。）には、6-13 の 2-2 の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 4 項関係）

- ① 二輪自動車
- ② 側車付二輪自動車
- ③ 三輪自動車
- ④ 被牽引自動車
- ⑤ 緊急自動車
- ⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車

6-13 の 2-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) 緊急車線維持装置は、自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置でなければならない。（細目告示第 13 条第 4 項関係）
- (2) 次に掲げる緊急車線維持装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた緊急車線維持装置を有する自動車に取付けられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

6-13 の 2-3 欠番

6-13 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、6-13 の 2-1 及び 6-13 の 2-2 の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 19 項関係）
- ① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車
 - ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」欄の日付以前のもの

区分	指定年月日	製作年月日
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

- (2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であって「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車（6-13 の 2-4 (1) ②イの適用を受けた自動車を除く。）については、6-13 の 2-2

(1) の規定中「UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 2. (c) に定める機能」と読み替えることができる。

この場合において、6-13 の 2-2 の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。（適用関係告示第 7 条第 20 項関係）

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。

区分	指定年月日	製作年月日
① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31
③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

4-26 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の審査

保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車については、次により審査するものとする。

- (1) 適用される基準のうち保安基準第 58 条の 3 の規定による認定において指定された

ものについては、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のない場合は、当該基準に適合しているものとみなす。

(2) (1) の基準以外の基準のうち、書面等その他適切な方法により審査する項目については、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、当該項目に係る基準に適合しているものとして取扱う。

(3) 次に掲げる事由に該当する場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

ただし、①及び②の事由について、当該事由に係る構造・装置が保安基準に適合すると認められる場合にあってはこの限りでない。

① (1) により確認した結果、同一と認められないとき

② 保安基準第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき付された条件（自動車の構造等に係るものに限る。）を満たしていないとき

③ 用途又は車体の形状が保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた状態と異なるとき

④ 別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2 に規定する範囲の改造（同別添 3. 2. (5) [自動車の種類] の①、②及び⑤に掲げるものを除く。）が行われているとき

(4) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合の最大積載量の算定にあたっては、道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領別表第 1 の車両諸元要目表に記載された最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

4-12 書面の提出又は提示

4-12-1（略）

4-12-2 審査に必要な書面

(1) ～ (10)（略）

(11) 自動車部品の由来の確認資料

受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等書面審査要領

1. ～2. (略)

3. この要領の対象となる自動車

3.1. (略)

3.2. 事前書面審査

(1) ～ (4) (略)

(5) 改造自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査、構造等変更検査、自動車検査証記録事項の変更申請

[自動車の種類]

型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車若しくは輸入自動車特別取扱自動車又は本邦において有効な自動車検査証若しくは自動車予備検査証の交付を受けたことがある並行輸入自動車であって、別表第 2 に規定する範囲の改造（次の①から⑤までに掲げるものを除く。）を行った自動車とする。（当該自動車の車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたものに限る。また、新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第 2 に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の 2 分の 1 未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アッセンブリ交換（走行装置、制動装置及び緩衝装置）については改造を行った装置数を 1 とみなす。）

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

- ① 自動車製作者が当該自動車の補修のために供給した部品を用いた補修交換
- ② 法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる改造
- ③ 「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」（平成 7 年 1 月 30 日付け自技第 13 号）又は「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日付け自技第 60 号）の別添標準改造要領による改造
- ④ 指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあつては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。）
 - ※ 「同一の型式」には、自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であつて原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であつて車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）を含む。
- ⑤ 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車の改造であつて、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（緩衝装置の改造に限る。）

る。)

※ 「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

[補足説明]

「車枠（車体）が2分の1以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ2分の1以上重複するものをいう。

① 型式指定自動車又は多仕様自動車にあつては型式について指定を受けた状態、新型届出自動車にあつては新型届出による取扱いを受けた状態、輸入自動車特別取扱自動車にあつては輸入自動車特別取扱を受けた状態、並行輸入自動車にあつては本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料が提出された状態

② 「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。

ア 車枠を有する自動車（被牽引自動車を除く。）にあつては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあつては当該部分とする。）

イ 車枠を有する被牽引自動車にあつては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあつては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）

ウ モノコック構造の車体を有する自動車にあつては、ルーフ、アンダーフロア及びサイドパネル等の当該車体構成部分

エ 車枠及びモノコック構造の車体を有する自動車にあつては、ア又はイ及びウの当該構成部分

③ 「投影面積」とは、自動車を基準面に置いた状態における次のア及びイに掲げる面積とする。

ア 基準面へ投影した面積

イ 車両中心線を含む鉛直面に対して平行で、車枠（車体）の外側に接する鉛直面へ投影した面積

4. ～27. (略)

令和7年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

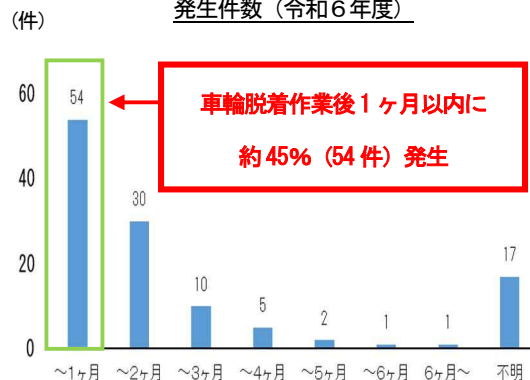
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

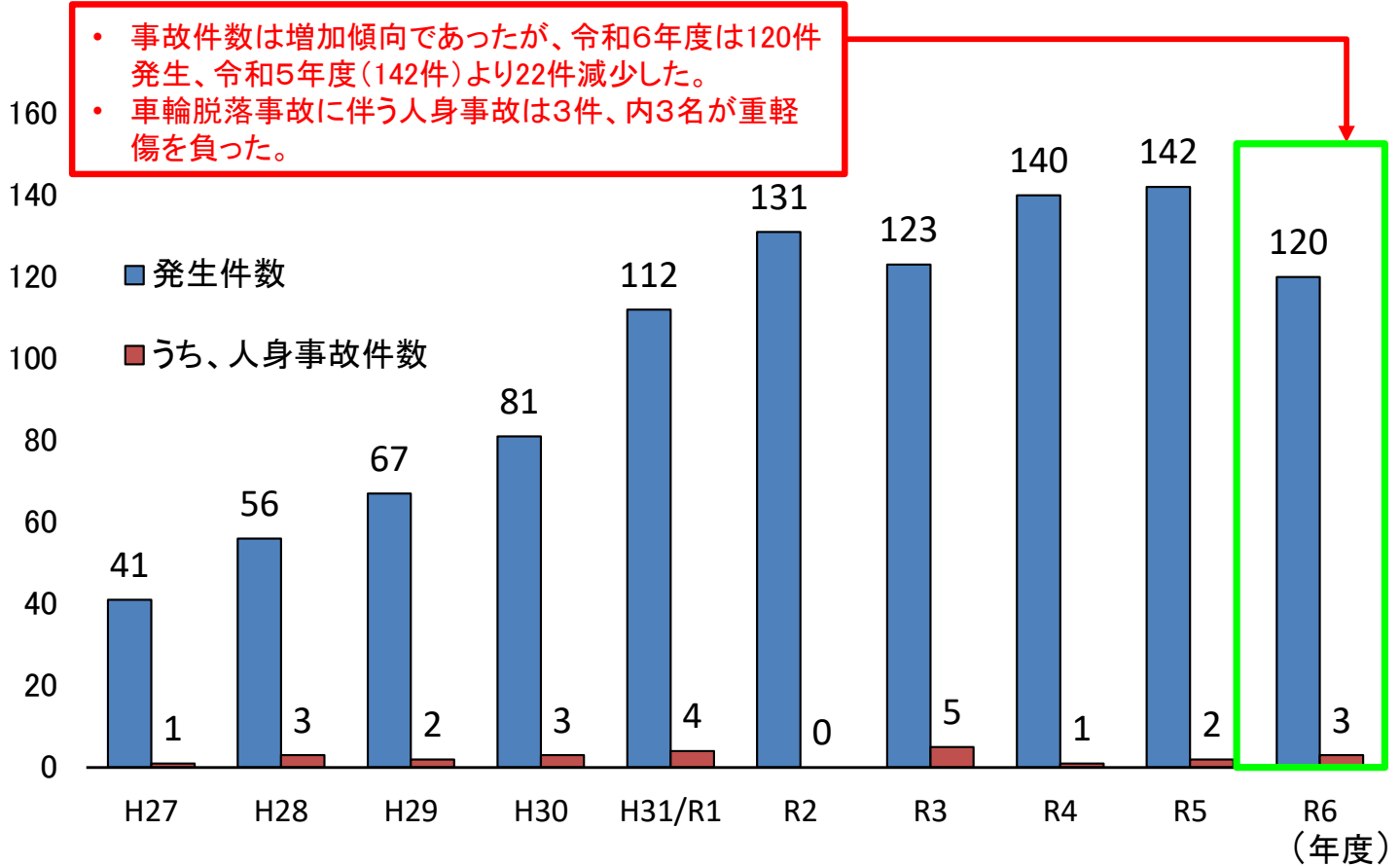
<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42413）

直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

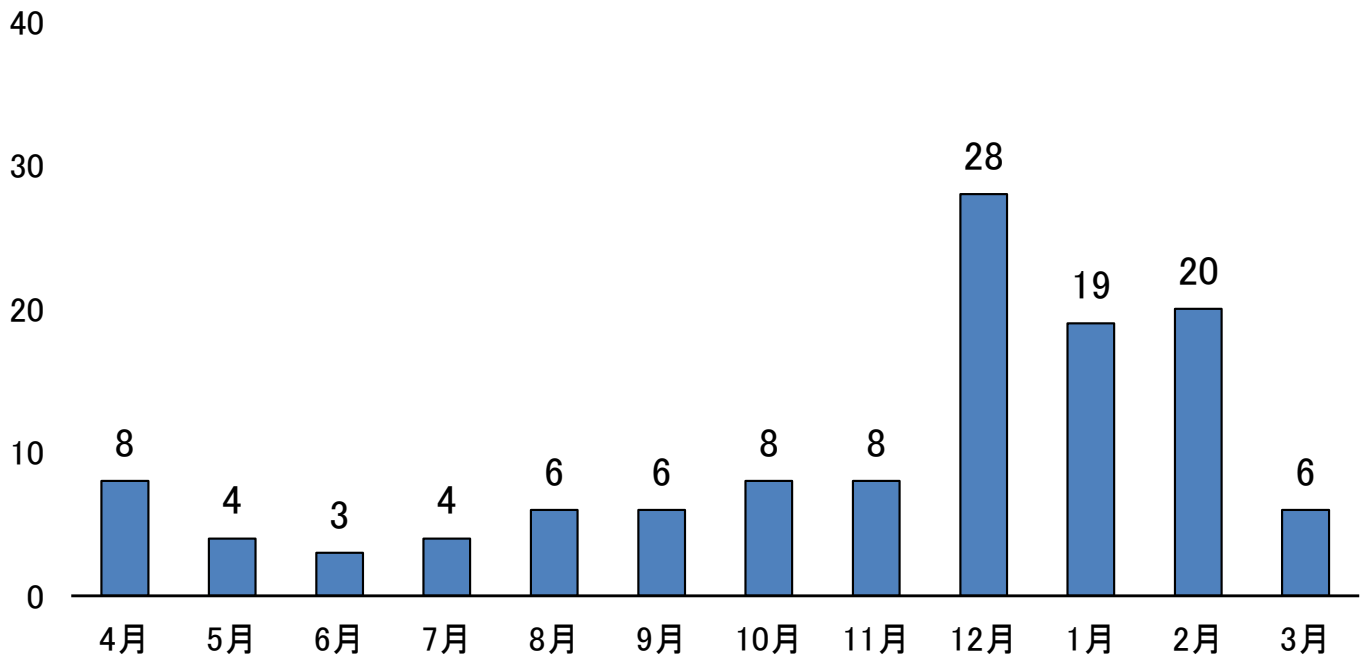
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

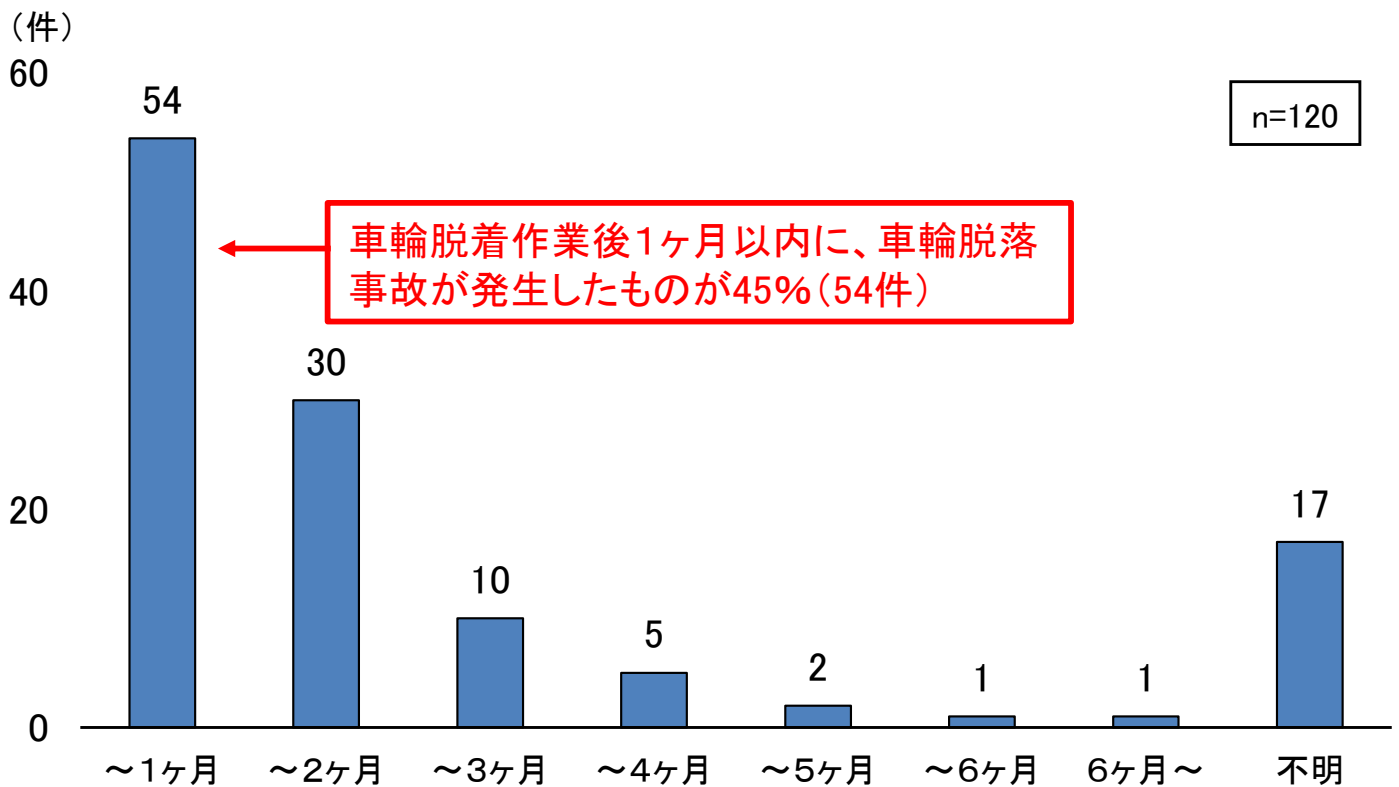
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

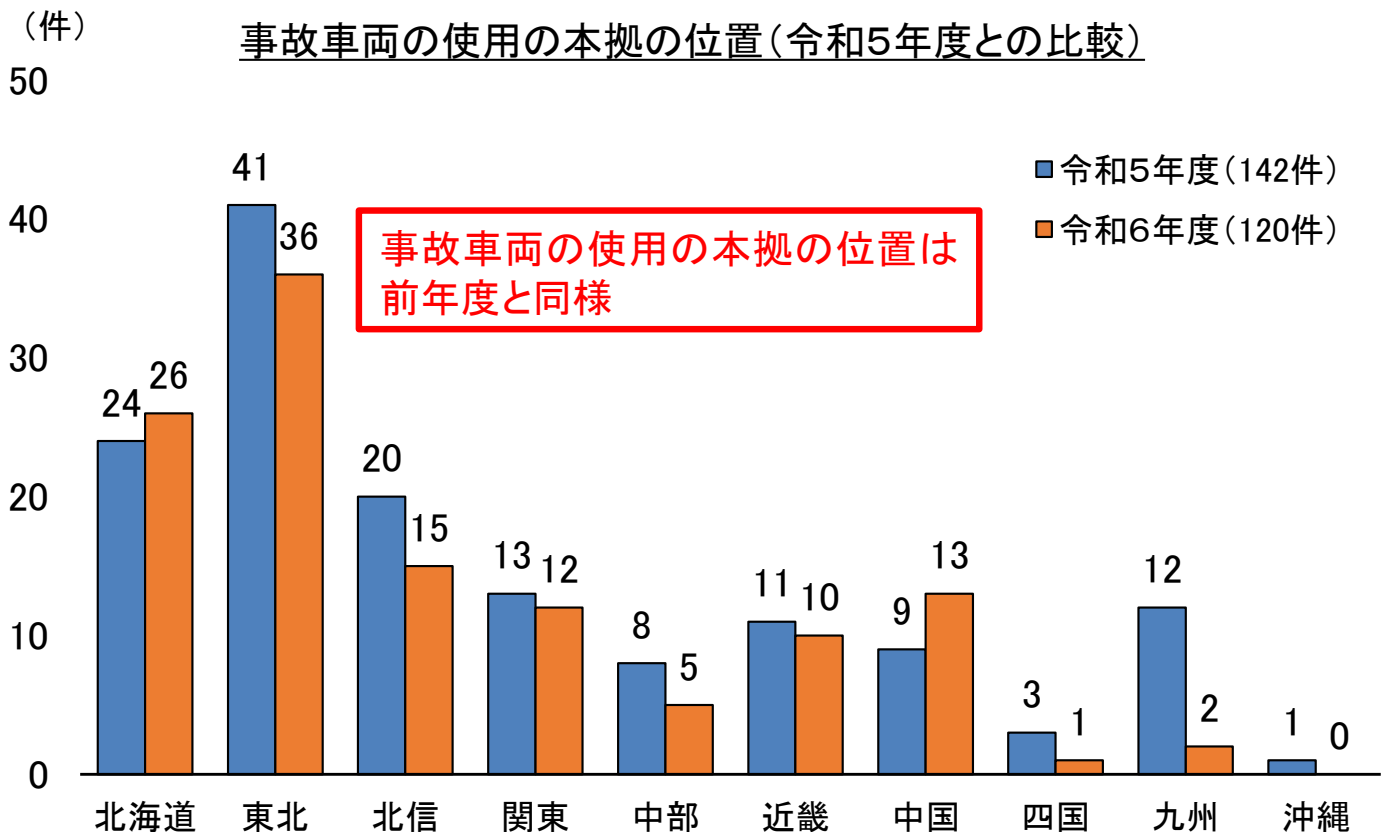
車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



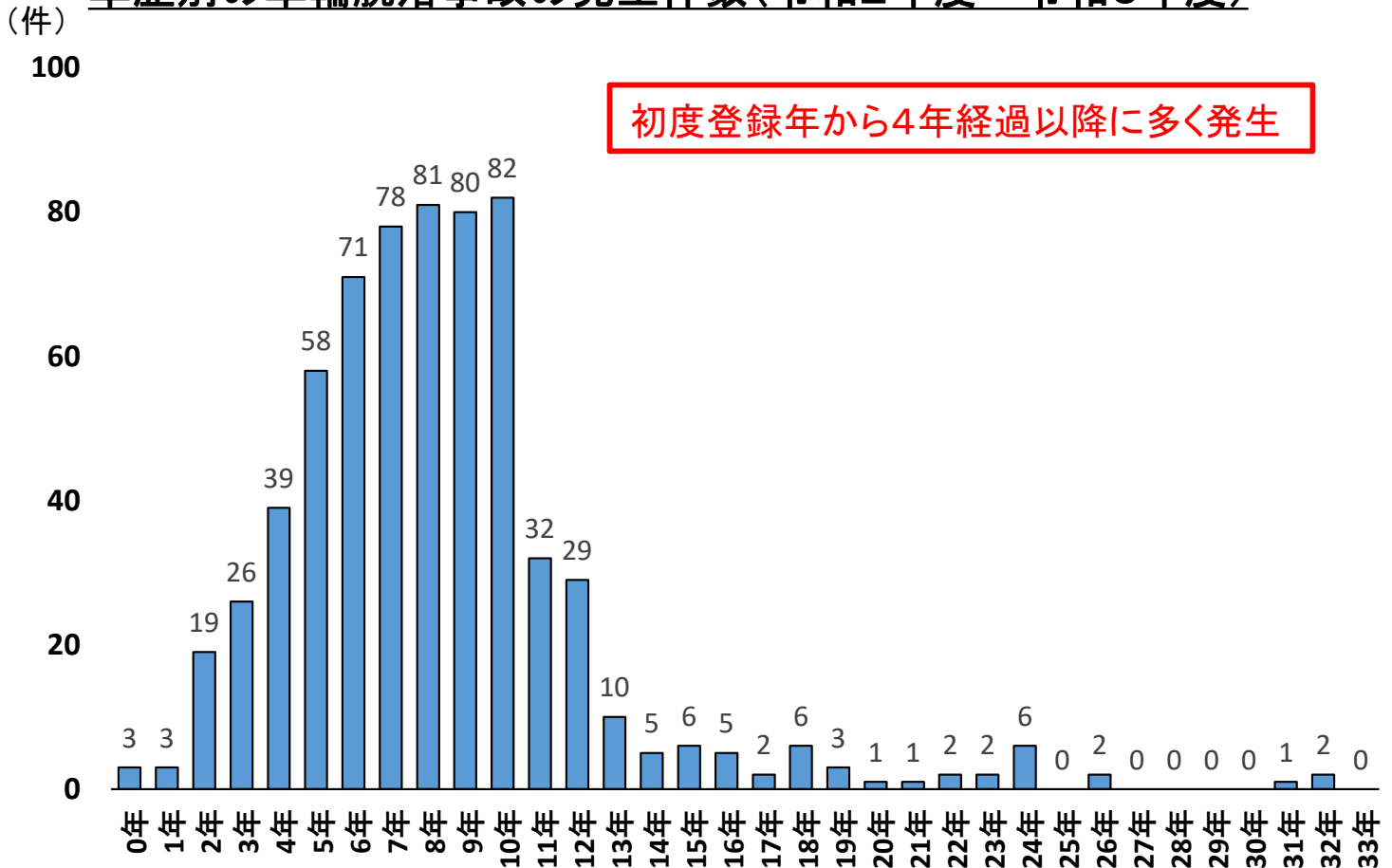
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



車輪脱落事故発生状況

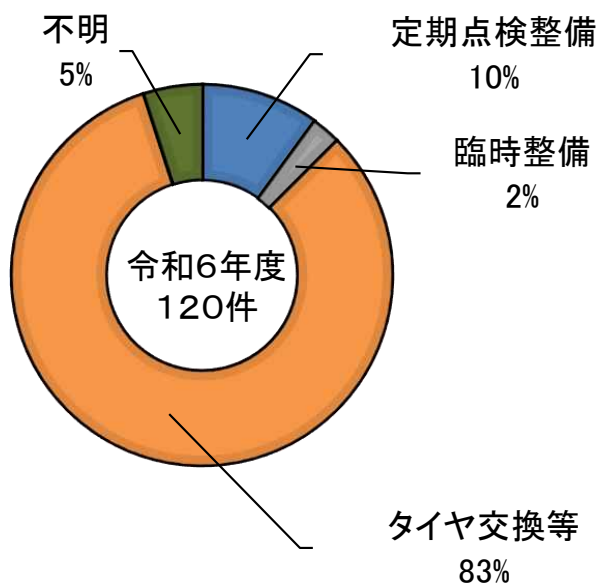
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

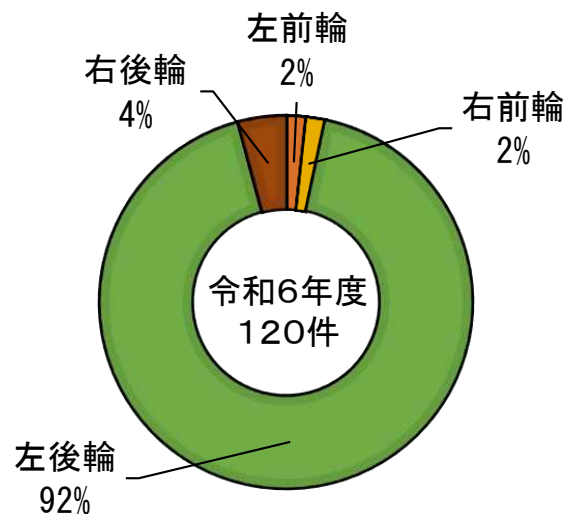
冬用タイヤなどタイヤ交換等が
大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、
前年度と変化なし

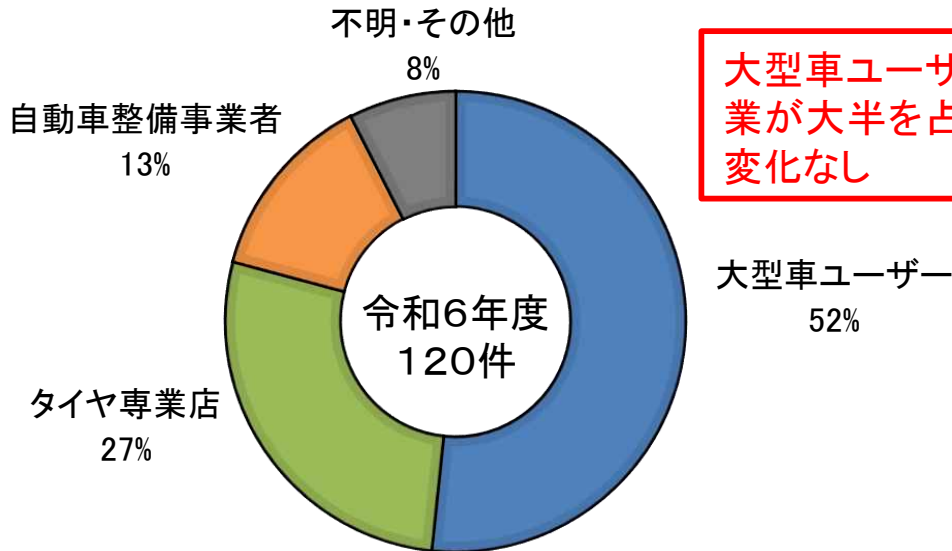
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (62件のうち)	タイヤ専門店 (33件のうち)	整備事業者 (16件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

防ごう 大型車の車輪脱落事故



おとさぬ
ための
点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。



さびたナットは
清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。



いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

お

と

+

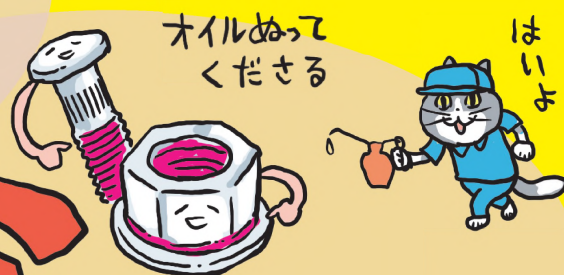
な

い



トルクレンチで
適正締付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



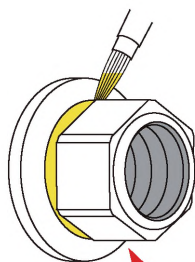
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

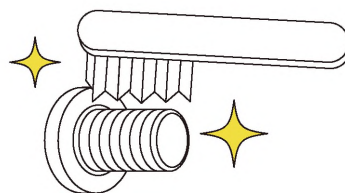
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



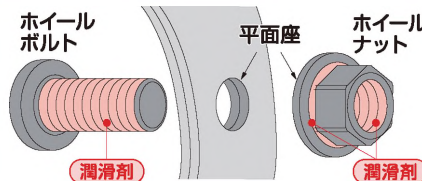
ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



©くまね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】

ホイールボルト



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

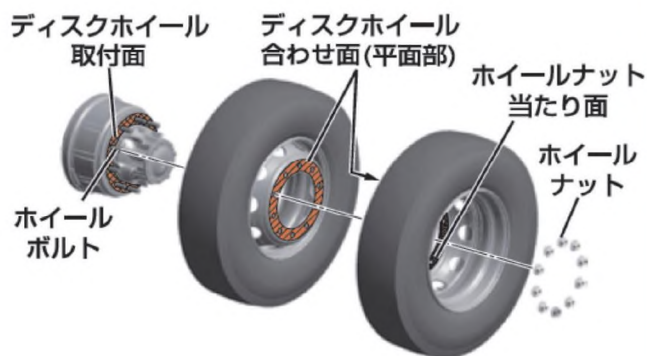
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

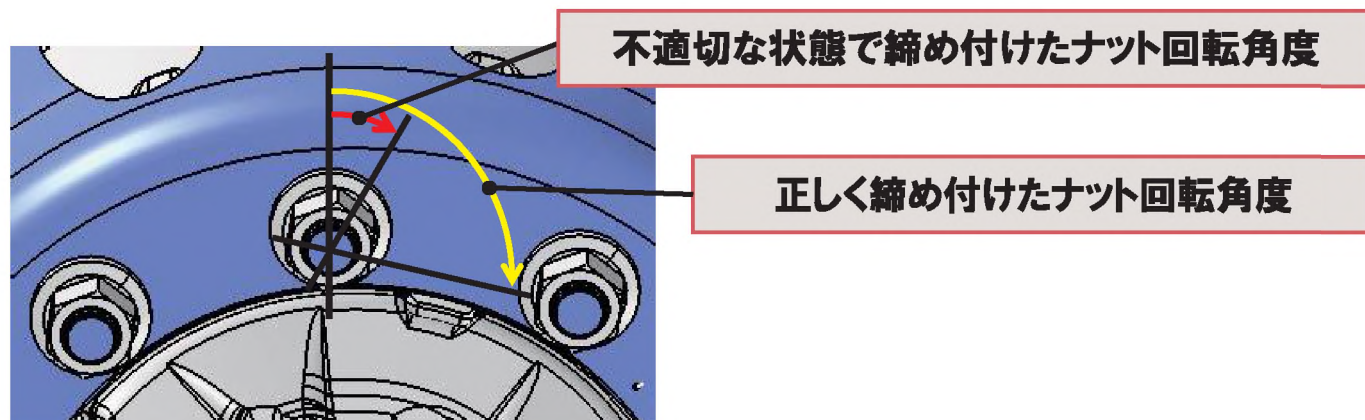


ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

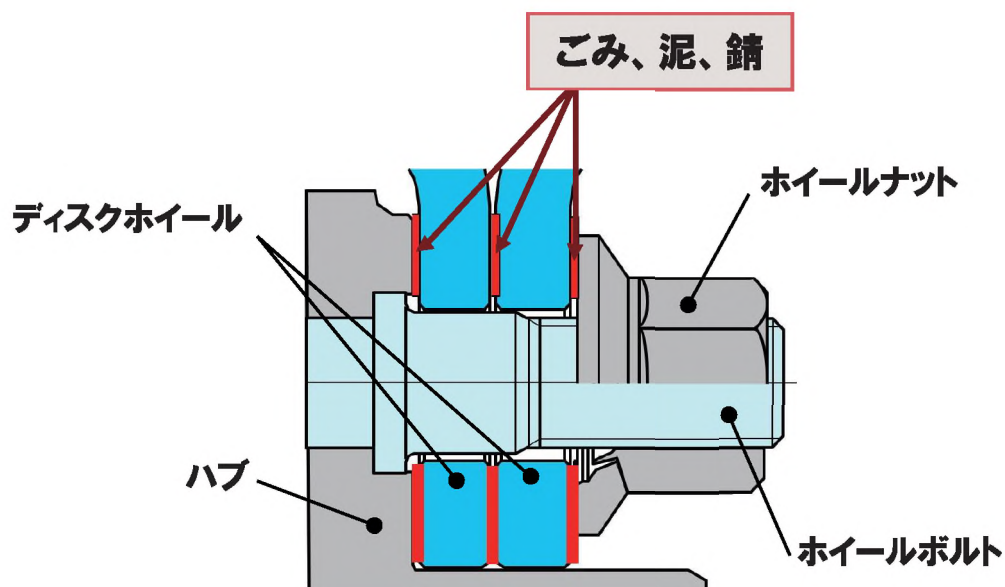
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がととても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

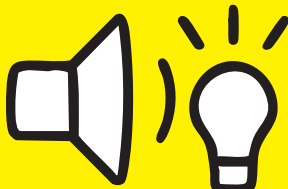
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません

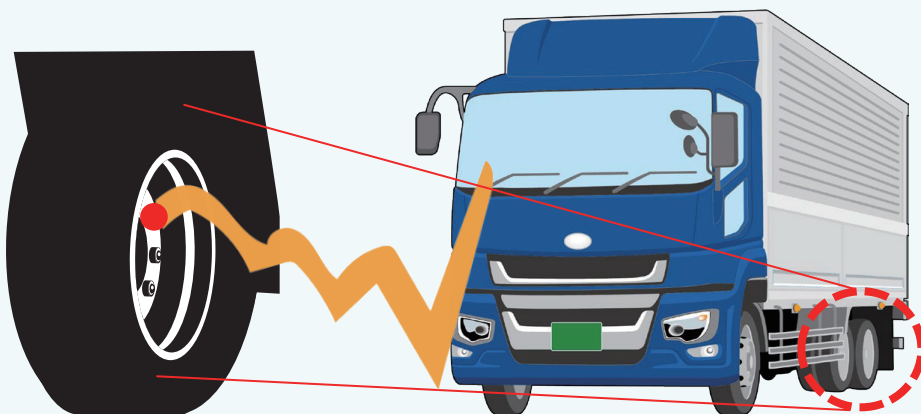


簡単脱着

簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

Step-1



① 車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

Step-2

② 電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

Step-3



③ ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク

配送遅延、事故報道

資金リスク

運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



補助率：費用の1/2（上限5万円／台）
対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了
補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。
取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISO ホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限りです。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありませんので（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



一般社団法人日本自動車工業会
いすゞ自動車(株)
日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
UDトラックス(株)



防ごう大型車の車輪脱落事故



補助金ポータルサイト

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」の改正について

1. 背景

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について（令和 7 年 7 月 8 日国自整第 70 号）」では、自動車整備事業者向け研修等と自動車整備士養成施設の教育の留意事項について一体的に定めてきた。

今般、自動車整備事業に関する研修等については研修の実施方法の見直しを行うこととし、併せて、研修の運営方法やシステムに関する規定を実際の運用実態に即した内容へ整理する。

一方、自動車整備士養成施設における教育については、構成の見直しに伴う記述整理を行うものの、実務上の運用に変更はない。

2. 概要

今回の改正では、通達全体の構成を整理するとともに、必要な事項の明確化を行う。

(1) 第 1 共通事項

オンライン配信方式を通達全体の共通基準として明確化する。

(2) 第 2 自動車整備事業に関する研修等

- ①オンライン研修を可能な範囲で活用する方針を明示し、受講者の利便性向上と事業者の負担軽減を図る。
- ②整備主任者研修（法令研修）および自動車検査員研修について、令和 9 年度以降は原則としてオンデマンド配信方式により実施することとする。
- ③研修の実施に用いるシステムや運用体制について、現行の実務に合わせた規定整理を行う。

(3) 第 3 自動車整備士養成施設が行う教育

構成整理に伴う記述の明確化のみを行い、教育の実施方法等に関する実務的な変更はない。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 3 月中

施 行：公布日と同じ

国 自 整 第 279 号

令和 8 年 3 月 31 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 自 動 車 整 備 課 長

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

国自整第 279 号の 2
令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
B S サミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
（ 公 印 省 略 ）

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」
(令和7年7月8日付け国自整第70号)の一部改正について(新旧対照表)

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第70号 令和7年7月8日 <u>国自整第279号</u> <u>最終改正 令和8年3月31日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文(略) <u>附則(令和8年3月31日 国自整第279号)</u> <u>本改正規定は、令和8年3月31日から施行する。</u> 別添 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項	国自整第70号 令和7年7月8日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文(略) <u>(新設)</u> 別添 道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項

第1 共通事項

1. 基本方針

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習及び「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修(以下「研修等」という。)並びに「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士養成施設の教育(以下「教育」という。)について適用し、研修等は第2を、教育は第3をそれぞれ適用する。

(研修等又は教育における留意事項としてそれぞれ第2、第3に移設)

2. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師又は学科指導員が説明等を行う会場(以下「本会場」という。)と本会場以外の会場(以下「別会場」という。)を、情報通信機器を通して、同時に研修等又は教育を行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等又は教育を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等又は教育を行う方式をいう。

(新設)

1. 基本方針

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習、「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修及び「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士養成施設の教育(以下「研修等」という。)について適用する。

2. 留意事項

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場(以下「本会場」という。)と本会場以外の会場(以下「別会場」という。)を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

第2 地方運輸局長又は運輸支局長等が行う自動車整備事業に関する研修等1. 留意事項

- (1) 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、研修実施機関の体制を踏まえ、対面での実施に加えて可能な範囲でオンライン研修の活用を検討するよう留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 2.に移設)

(自動車整備事業に関する研修等のみに分割して新設)2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であつて、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
- サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとする。
- (2) ライブ配信方式
- ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。
- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見ていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
- サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
- (2) ライブ配信方式
- ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見ていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画の内容については、<u>地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会又は学識経験者（以下「研修動画作成者」という。）において検討すること。</u> ② <u>動画の内容の検討に当たっては、研修動画作成者相互の間又は各研修動画作成者の内部において、内容又はパートごとに担当を定めることができるものとし、担当を定めた場合には、当該担当がそれぞれの役割に応じて検討を行うこと。</u> ③ <u>研修動画作成者は、その検討結果に基づく動画の作成に当たり、動画の内容を十分に精査した上で、当該動画について責任をもって作成すること。ただし、動画の加工、編集その他これらに付随する作業については、必要に応じて外部に委託することを妨げない。</u> ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合	していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① <u>動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。</u> ② <u>動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。</u> ③ <u>動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。</u> ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ <u>講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、<u>自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合
---	--

(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>オンデマンド配信方式による受講が困難な者を集合させ、大型スクリーン等の設備を用いて動画を上映する方法により研修を実施することができる。この場合において、実施担当者が⑤から⑦に掲げる事項に相当する措置を講じるものとする。</u> <u>3. オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行</u> <u>受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、以下によりオンデマンド配信方式によるオンライン研修へ段階的に移行するものとする。</u> (1) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修の対象とする研修</u> <u>整備主任者研修（法令研修に限る。）及び自動車検査員研修については、オンデマンド配信方式によるオンライン研修を実施するものとし、これら以外の研修については、オンデマンド配信方式への移行は任意とする。</u> (2) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行時期</u> <u>(1)の対象とする研修に関し、令和8年度以前については、従前の対面による研修に加え、サテライト配信方式、ライブ配信方式又はオンデマンド配信方式のいずれかにより研修を実施することができる。</u> <u>令和9年度以降については、原則オンデマンド配信方式に限り実施するものとする。ただし、受講者の要望や地域の実情等を踏まえ、必要な回数に限り対面による研修（第2 2. (3)⑧の方法による実施を含む）又は他の方式により実施して差し支えないが、オンデマンド配信方式による受講への将来的な移行を図るため、その実施回数の縮減等の措置を講じるものとする。</u> (3) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修の実施方法</u> <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修は、自動車整備振興会が運用する研修システム又はその他地方運輸局長又は運輸支局長等が適切と判断する研修システムを利用して実施する。</u> <u>運輸支局及び自動車整備振興会は、研修の実施準備、運営、受講者管理</u>	(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。</u> <u>(新設)</u>
---	---

等について綿密に連携し、協力して実施するものとする。

第3 自動車整備士養成施設が行う教育

1. 留意事項

- (1) 教育は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより教育を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、教育を受けた日時、教育の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 教育を行う学科指導員又は学科指導員の補助を行う者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 1. に移動)

(自動車整備士養成施設の教育のみに分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実にすること。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による教育の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 本会場には、当該教育を行う学科指導員を配置すること。
 - ② 別会場には、学科指導員又は学科指導員の補助を行う者を配置すること。

(削除)

- ③ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。
- (2) ライブ配信方式
ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

(イ) 受講以外の行動をしていた

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
- (2) ライブ配信方式
ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>教育</u>から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>学科指導員</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>学科指導員</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>教育</u>の<u>学科指導員</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>学科指導員</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>学科指導員</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの<u>表示又はこれに類する手法によって、学科指導員</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>教育</u>を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合	(ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>研修等</u>から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>講師</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>講師</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>研修等</u>の<u>講師</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>講師</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>講師</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが<u>表示されるといった講師</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>研修等</u>を受講したと認めないものとし、<u>自動車整備士養成施設の教育にあっては、</u>受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合
---	--

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ 受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような<u>教育</u>の実施に努めること。	(ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は、</u>受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような<u>研修等</u>の実施に努めること。
--	--

令和8年7月28日
物流・自動車局
自動車整備課

令和8年度予算スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和8年8月7日（金）10:00 ～ 令和9年1月29日（金）17:00（**先着順**^{※1}）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者^{※2}

※2 電子制御装置整備の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

- (1) 一定の要件を満たすスキャンツールを購入する経費の一部を補助
（補助率：1/3または1/4^{※3}、1事業場あたりの補助上限額：30万円）

※3 OBD検査のみ対応のスキャンツールは1/4

- (2) スキャンツール利活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：2万円）

注）令和8年4月1日以降にスキャンツール等を購入または研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、下記枠内の補助事務執行団体のホームページをご覧ください。

ご不明な点等あれば、同枠内の補助事務執行団体のコールセンターへご相談ください。

TOPPAN株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<https://hogo-zoushin.jp/r8/>

コールセンター：03-4446-4346（9時～18時（平日のみ、年末年始を除く））

注1）**申請の受付は令和8年8月7日 10時より開始します。**

注2）**書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせください。**

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせします。

【問い合わせ先】（注：**申請に関するお問い合わせは、上記のコールセンターをご利用ください。**）

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 齊藤、高橋

代表：03-5253-8111（内線：42425）、直通：03-5253-8599

協北支 26 - 046 号

令和 8 (2026) 年 6 月 1 日

国土交通省北海道運輸局
自動車技術安全部長殿

一般社団法人日本損害保険協会
北海道支部事務局長 小谷野 輝之



要 望 書

旧ビッグモーター社による一連の事案の発生を受け、損害保険業界においては、適切な保険金支払のため、会員各社が、自動車のユーザーである消費者に対して損害保険金の認定内容に関する適切な説明を行うことが求められており、この説明にあたっては車体整備事業者から必要な情報の提供を受けられるよう、連携を図っていく必要があります。

令和 6 (2024) 年 3 月に貴省が策定された「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」においても、「自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる」ことが指摘されており、車体整備事業者においては、従来以上に自動車修理にかかる透明性を確保することが求められております。

また、昨年 5 月、消費者に安心して事故車の車体整備やその保険金支払をうけていただくための環境整備の観点から、上記ガイドラインを踏まえた取組みを実施していくことについて、当協会と日本自動車車体整備協同組合連合会が共同宣言を実施したところでもあります。

このような情勢下、当協会では、上記ガイドラインに沿った形で「車体整備の消費者に対する透明性の確保に向けた取組みについて」を作成いたしました。損害保険金請求時に必要となる基本的な取組として、工程ごとに写真撮影のポイントを記載したもので、「修理工場向けの写真撮影手引」としてご活用いただける内容となっております。

当該資料につきましては、貴部のお力添えを賜り、昨年の自動車整備工場の階層別研修等において、ご紹介いただいたところですが、引き続き、同資料の車体整備事業者への周知拡大を図りたく、お願い申し上げます。

業務多忙の折、ご面倒をおかけしますが、ご検討いただければ幸いです。

以上



お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

2025 年 5 月 30 日

車体整備の透明性確保に向けて 日本自動車車体整備協同組合連合会と「共同宣言」を実施

一般社団法人 日本損害保険協会(会長：城田 宏明)では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みの一環として、日本自動車車体整備協同組合連合会と共同宣言を実施しました。

1. 概要

お客さまに安心して事故車の車体整備やその保険金支払を受けていただくための環境整備の観点から、国土交通省「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(2024 年 3 月 29 日付公表)を踏まえた取組みを実施していくことを、業界団体の間で宣言しました。

■お客さまに対する車体整備の透明性を確保するための取組みについて(共同宣言)

<https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/shataiseibi.pdf>

2. 今後の対応

会員会社は共同宣言の内容に基づき、車体整備事業者との協調を図り、自動車ユーザーであるお客さまに対する保険金支払いの透明性確保を推進します。

【ご参考】

旧ビッグモーター社による一連の事案の発生を受け、国土交通省が策定した「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、「ガイドライン」)(※)では、「自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる」ことが指摘されており、車体整備事業者においては、従来以上に自動車修理にかかる透明性を確保することが求められています。

当業界においても、適切な保険金支払のため、会員会社は、自動車ユーザーである消費者に対して損害保険金の認定内容に関する適切な説明を行うことが求められており、この説明にあたっては車体整備事業者から必要な情報の提供を受けられるよう、協調を図っていく必要があります。

(※) 2024 年 3 月付「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(国土交通省)：

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001734259.pdf>

これまでのお客さま・社会からの信頼回復に向けた取組みについては、こちらをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>



お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

2024年9月19日

「修理工場向け写真撮影手引」を作成

～ 損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを掲載 ～

一般社団法人 日本損害保険協会(会長: 城田 宏明)では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みの一環として、「修理工場向け写真撮影手引」を作成しました。

1. 概要

車体整備事業者(修理工場)から会員会社に対して必要な情報提供が行われるよう、「修理工場向け写真撮影手引」を作成しました。損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みとして、工程ごとに写真撮影のポイントを記載しています。

■修理工場向け写真撮影手引

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_2.pdf

2. 今後の対応

会員会社は同手引を用いて車体整備事業者との連携を図ることをもって、自動車ユーザーである消費者に対する透明性ある情報提供、適切な保険金支払いに努めていきます。

【ご参考】

旧ビッグモーター社による一連の事案の発生を受け、国土交通省が策定した「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、「ガイドライン」)(※)では、「自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる」ことが指摘されており、車体整備事業者においては、従来以上に自動車修理にかかる透明性を確保することが求められています。

当業界においても、適切な保険金支払のため、会員会社は、自動車ユーザーである消費者に対して損害保険金の認定内容に関する適切な説明を行うことが求められており、この説明にあたっては車体整備事業者から必要な情報の提供を受けられるよう、連携を図っていく必要があります。

(※) 2024年3月付「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(国土交通省):

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001734259.pdf>

これまでのお客さま・社会からの信頼回復に向けた取組みについては、こちらをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>



車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けた取組みについて



株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者(自動車ユーザー)に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、ガイドライン)記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業(工程ごと)の情報の記録・保存(画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金)
 - 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
 - 消費者等(損害保険金の支払いに関係する者を含む)への適切な説明と了承の取得
- 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

車体整備事業者が行う取組み ～「情報の記録」の取組み事例～

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力を願います内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

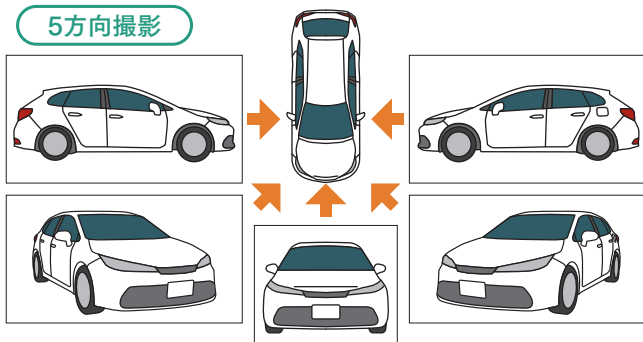
着工前

- 着工前と完了後には、5方向(正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向)の全景撮影と損傷箇所(完了後は修理箇所)がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

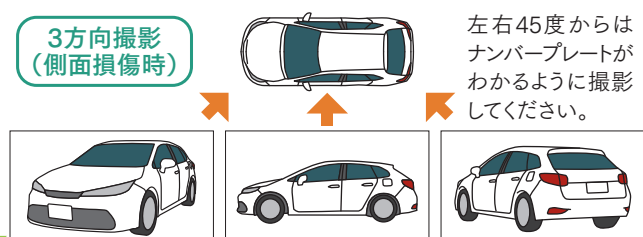
大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さを合わせて撮影してください。

5方向撮影

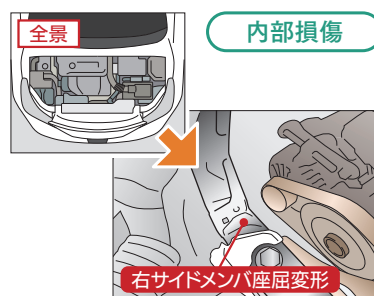


3方向撮影 (側面損傷時)



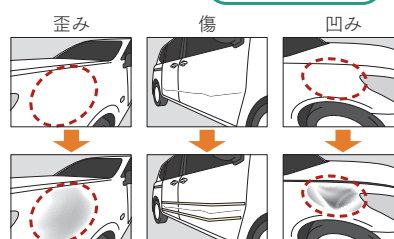
局所的な損傷写真

内部損傷

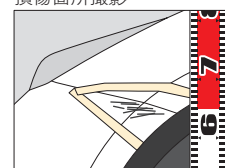


- 内部損傷は、全景および細部を撮影してください。
- 全景の撮影をすることで骨格部やメカニカル部の損傷を把握できます。
- エンジンルームに損傷がある場合、可能であれば真下からも撮影してください。

外部損傷



損傷箇所撮影



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール(リフレクター)等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。

着工前

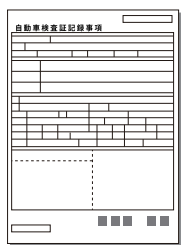
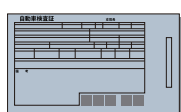
● 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】
(メーカー・車種等により位置が異なります。)

紙資料等撮影方法

● 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。



【車検証】

- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。

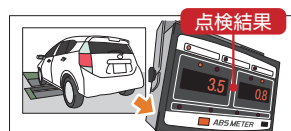
【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



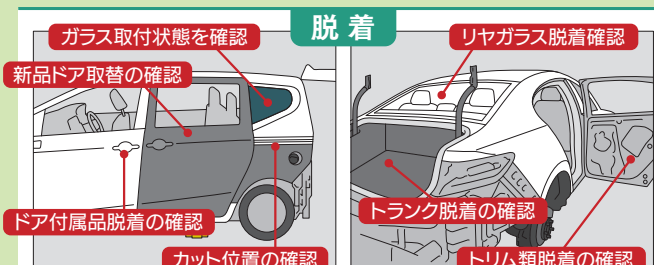
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

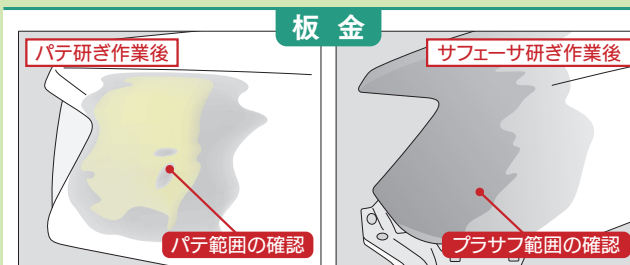
着工中

● 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



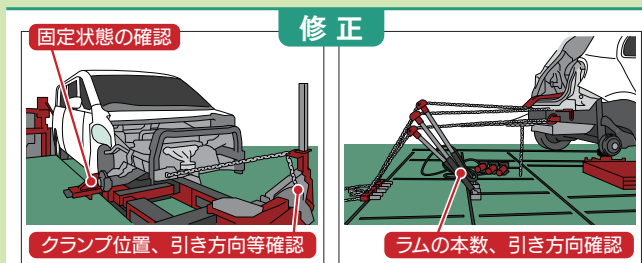
【着工中の全景撮影方法】

- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



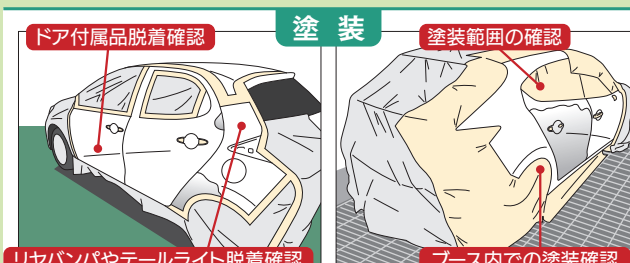
【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】

- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



【フレーム修正機使用時の撮影方法】

- マウント状況、引き作業(ラム本数等)がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。

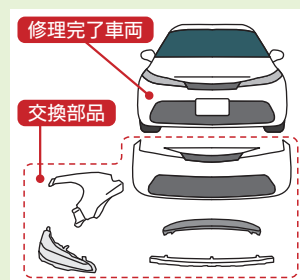


【塗装作業時の撮影方法】

- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部品を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

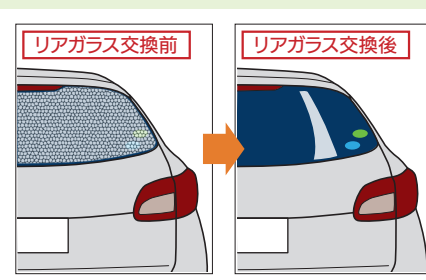
車体整備に伴い 部品交換を行う場合

- 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
- 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



【部品交換時の撮影方法】

- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



【ガラス部品交換時の撮影方法】

- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

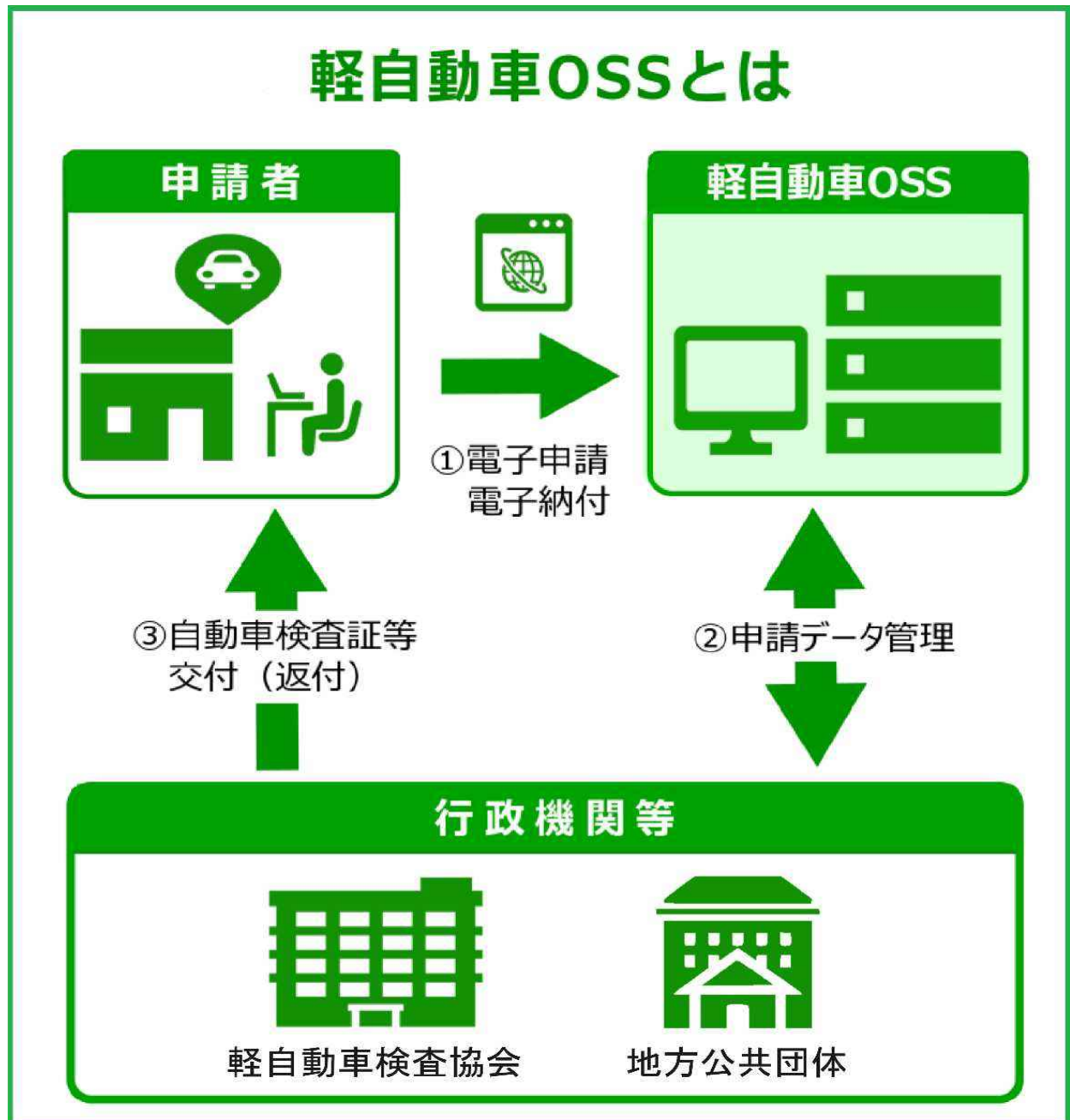
完了後

● 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。(表面の着工前参照)

軽自動車OSSを活用しましょう！

インターネットを利用して24時間365日いつでも一括で手続きと税・手数料の納付を可能にするのが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス」です。

検査申請や地方税申告を電子申請にすることで書類作成の手間が減り業務効率の向上が見込まれます！！



- 現在、**新車**(型式指定車に限る。)**及び車検**(指定整備に限る。)に係る手続きの申請が可能です。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

記録等事務代行の導入を検討しませんか！

当協会から委託を受けた方(記録等事務代行者)が申請代理人を介して継続検査の申請手続きをOSS申請(電子申請)で行った場合、当協会の窓口に出向くことなく電子車検証の更新(有効期間の記録)等の事務を行うことができる制度です。

委託を受けた方は、継続検査時に自らが電子車検証の更新(有効期間の記録)及び検査標章の印刷ができ効率的な業務運営が可能となります。

- 自社パソコンで車検証更新・検査標章(ステッカー)印刷が可能
- 検査協会までの移動時間・ガソリン代が節約、待ち時間解消
- 従来どおり検査協会での交付(使い分け)も可能
- 後からでも設備は変更可能(パソコン・プリンターの更新等)
- 道内の軽自動車の導入率19.5% ← **更に拡大中**

費 用	設 備	環 境
・ 無料 (利用料金は不要。) <u>申請手数料等はOSS申請と同じです。</u>	・ パソコン (Windows11) ・ プリンター※ ・ ICカードライター※ ・ マイナンバーカード (GビズIDも可)	・ OSS (<u>電子車検証に限る。</u>) ・ インターネット

※ 詳細は記録事務代行ポータル・電子車検証特設サイトをご覧ください。

**記録等事務代行の導入
北海道内でも拡大中！！**



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

中古車の新規検査等における寸法等の取扱いについて

国の通達に基づき、令和8年1月5日から使用の過程にある自動車の新規検査及び予備検査において以下のとおり取扱います。

この取扱いを適用せず、提示した自動車の状態での長さ、幅及び高さ並びに車両重量の測定を希望される場合は、必ず検査担当者に申し出てください。

次のいずれかに該当する場合には、提示された自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量と登録識別情報等通知書等に記載されている長さ、幅及び高さ並びに車両重量が同一であるものとして取扱います。

- ①簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ②指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

注1. 新規検査又は予備検査を受検する「新車」は、この取扱いの対象となりません。

注2. 受検車両と登録識別情報等通知書の記載内容の相違点（長さ、幅及び高さ並びに車両重量を除く。）が、施行規則第38条第8項各号の「構造等変更検査を命ずる事由」に該当する場合には、この取扱いを適用することはできません。

注3. 寸法等が同一であるものとして取扱うことと、保安基準に適合しているかどうかは別ものです。

※ ご不明な点については検査担当者にお問い合わせください。

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行**します。

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合**しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

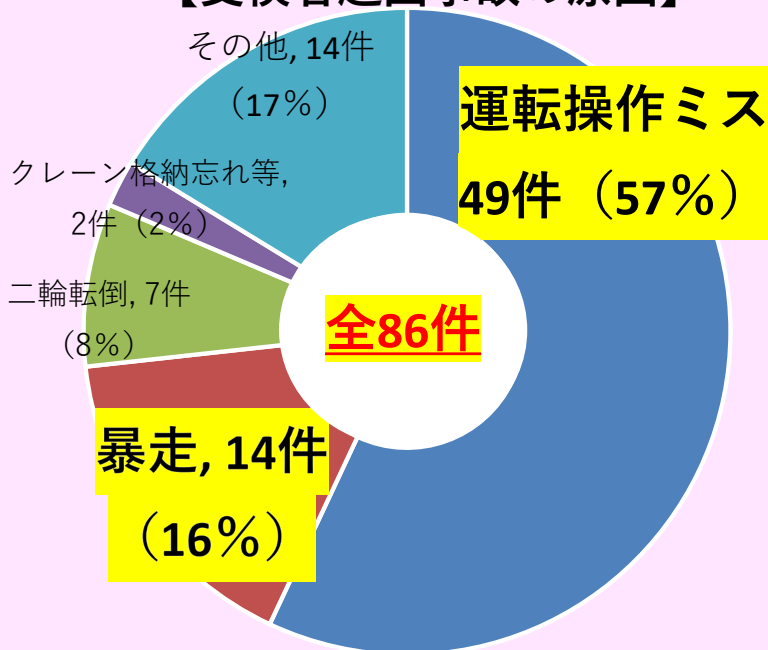
※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

受検者の皆様へ

運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「**運転操作ミス**」や「**暴走**」など、**受検者の方に起因する事故が86件発生**しました。

【受検者起因事故の原因】



「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に**車両がコース中央にあるか確認**し、**慎重に運転**してください。

また、「**暴走**」による事故の被害は**甚大※**になる傾向があり、**破損した検査機器の修理費用をご負担**いただくこととなります。
※ヘッドライトテストの場合1千万円超

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！

<運転者の操作ミスによる事故事例>

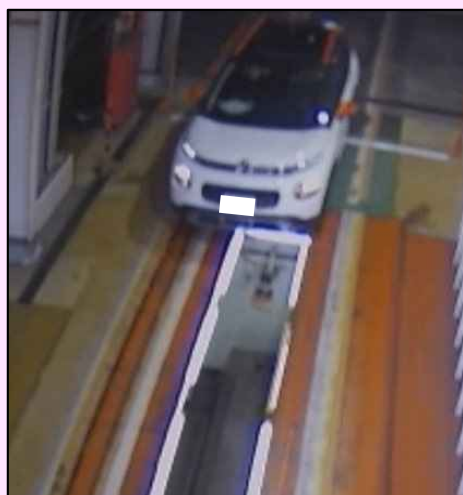
検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

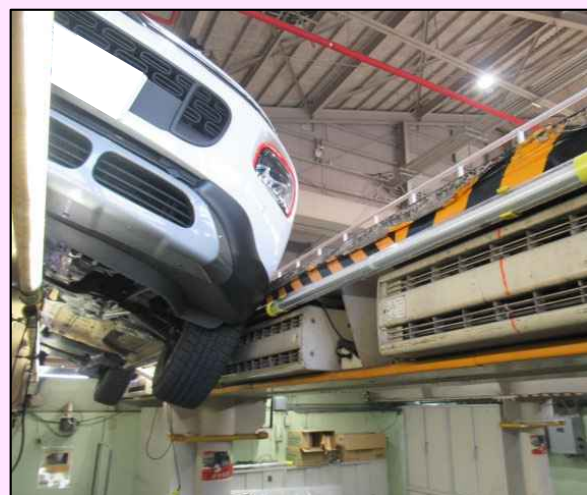
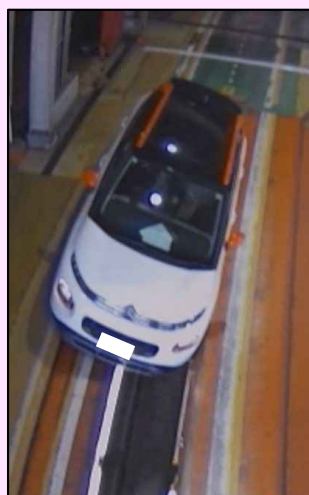
シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にもかかわらず前進し、ヘッドライトテスト台へ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト台修理費用



<暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



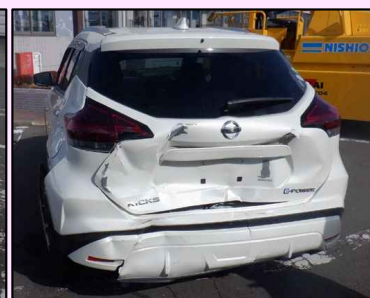
前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

衝突後の状態



点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ

(参考)



(出典：よくわかる景品表示法と公正競争規約 消費者庁)

指定部品装着による幅の取扱いの変更について

自動車に装着される指定部品について取扱いを見直し、令和8年1月から、指定部品を装着した状態で、全幅が±2cmを超えた場合でも保安基準に適合していれば、幅を変更する手続きを不要とします。

<指定部品>

1. 空気流を調整等するための部品
フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他のエアロパーツ類
2. 手荷物等を運搬する部品
ルーフ・ラック、その他ラック類
3. その他の部品
キャンピングカー用日除け、バンパー・ガード、カバー類、バイザー類、グリル・ガード、バンパ／プッシュ・バー、ドア等プロテクター、水／泥はねよけ、アンテナ、グラフィック・パッケージ／テープ・ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、任意灯火器類

※ 回転部分の突出を防止することを目的としてフェンダー付近に装着する部品（通称：オーバーフェンダー）を除く。

ピックアップ・トラック・ランニングボード



水／泥はねよけ



※上記に記載されていない指定部品は個別にご相談ください。



国土交通省 北海道運輸局
TEL:011-290-2753

※特に代表取締役、代表者、事業場管理責任者、その他管理者の方々は必ずご確認ください。

令和10年1月から「紙」の保安基準適合証の取扱いは、原則“廃止”となり、「電子」の保適証のみの運用となります

■「紙」の保適証をお持ちの方へ

- 在庫を多く保有している事業場は、計画的な使用にご協力ください。

■「電子」の保適証を利用するに際して

- 利用登録手続きが必要となります。（※利用料及び手数料が掛かります。）
- 「電子」の保適証の利用登録後、OSS（ワンストップサービス）の利用申請を行うことで、継続検査OSS代理申請が利用可能となります。

※記録等事務代行制度を活用することにより、支局に出向くことなく、自社にて継続検査の申請を行うことが可能となり、自動車検査証の更新及び検査標章の印刷ができます。

■各種利用登録・相談窓口

- 「電子」の保適証・OSSの利用については「整備振興会又は自販連等」
- 記録等事務代行制度の利用については「各運輸支局又は整備振興会」

メリット

○これまで手書きで行っていた、保適証等の作成に要する時間が短縮。

○保適証管理簿の電子化により管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

- ・保適証の作成に要する時間が圧倒的に短くなり（紙と比較して1/3程度）、検査以外の経理や営業などに時間が回せるようになった。
- ・少人数で運営している事業場の場合、職員は兼務でいろいろな業務を行っており、時間の制約は大きく、少人数であるほど導入効果があると思う。
- ・残業を無くす取り組みをしており、作業時間の短縮は非常に大きい。

「電子」の保適証・OSSはこちら



「日整連自動車情報サイト」

記録事務代行制度はこちら



「記録事務代行ポータル」

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制 度	検査（車検）	任意 (実施義務はなし)
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 (輸入車は令和7年10月1日)	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施
OBDを搭載する全ての自動車 (年式にかかわらず)	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1 以降の新型車)	✓ 完成検査時以外での 適否の確認
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時	✓ 持込検査での省略
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	方 法	機構サーバーに接続して合否判定 (自動判定)	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」	



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



OBD検査対象の車両について

OBD検査の対象車両

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車

(OBD検査対象装置の性能が既存の型式と同一のもの及び大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く)

OBD検査対象車かどうかは車検証や電子検査証の備考欄で確認できます。

車検証

備考
OBD検査対象車

電子車検証

備考
OBD検査対象

ひと目でわかるダンプ番号・車体表示

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則も整備されています。それに加えて大型ダンプカーに関する表示については、使用者の氏名・名称の表示に加え、ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）第4条により、指定された表示番号等を表示しなければなりません。車体表示同様に罰則がダンプ規制法第20条(3万円以下の罰金)により整備されています。

ダンプカーにおける適切なダンプ番号・車体表示について

ダンプ番号表示注意

○ ダンプ番号の表示箇所は下記の通り規定された場所に必ず記載しなければなりません。

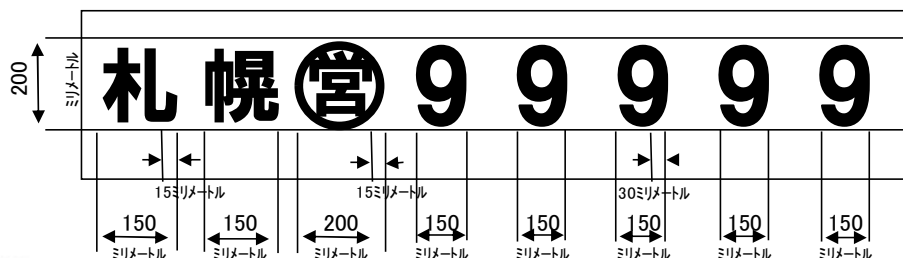
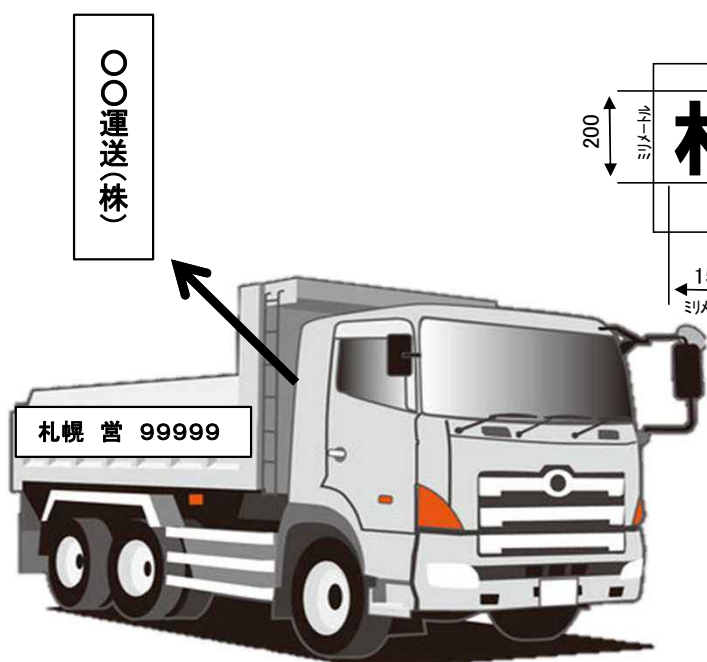
【表示箇所】

- ① 荷台の後面
- ② 荷台の両側

※表示方法は、ペンキ等により左横書き、文字・記号及び数字は黒色とし、地を白色とする。

車体表示注意

- ドア部、キャビンのいずれかの位置に必ず表示を行い、**左右両側**に使用者の氏名または名称が記載されていなければならない。
- 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
- **車体に直接書き込むこととし、見やすい表示にするために字体の種類や大きさに注意すること。**



ひと目でわかる車体表示

事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条（以下、法という。）により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則が法第105条（50万円以下の過料）にて整備されています。

適正な車体表示の具体的な実施方法

（１）車体に表示する事項

許可を受けた貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は記号、その他省令で定める事項。

（２）車体表示の方法

- ① 車体にペンキ等により表示し、表示する位置は、下記に示した「事業用貨物自動車の車体表示の例」を参考。
- ② 表示方法は、車体に直接書き込む方法により行うこととし、布テープ、マグネット等による貼り付けについては、原則、不可。

「事業用貨物自動車の車体表示の例」

* 見やすいように表示



特記事項

1. 表示箇所は、原則、荷台部とし、やむを得ない場合は、ドア部、キャビンのいずれかの位置。表示は、左右両面
2. 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
3. 見やすい表示にするために、字体の種類、大きさに注意を払うこと。
(荷台部の文字の大きさ)
普通車は、概ね縦横12cm以上
小型車は、概ね縦横8cm以上

⚠️ このような改造は不正改造です。

- 基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因になります。



- 制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



- 適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。
- また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



- 運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



- 



-
- 速度抑制装置付



⚠ 不正改造は犯罪です ⚠

大迷惑

ダサイ!

不正改造を実施した者

6ヵ月以下の拘禁刑又は**30**万円以下の罰金

[illegible]

www.tenken-seibi.com

二輪車

○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

自動車の場合、後部反射器のほか、大型後部反射器を備えなければならない。

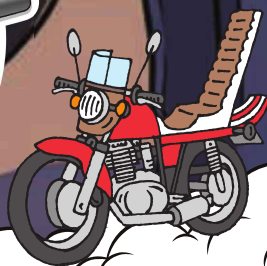
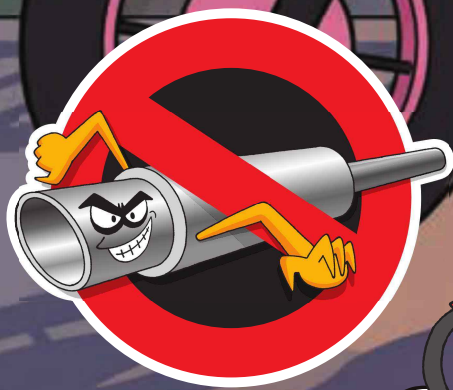
⚠ 不正改造は犯罪です!



バイクも
クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を選ぼう！



詳しくはQRコードを！

不正改造車の
使用者

整備命令の発令

▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

北海道運輸局管内整備事業の現況(令和8年3月末現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和8年3月末現在において、認証工場数は4,185工場で対前年比4工場の減少、指定工場数は1,733工場で対前年比19工場の減少となっています。

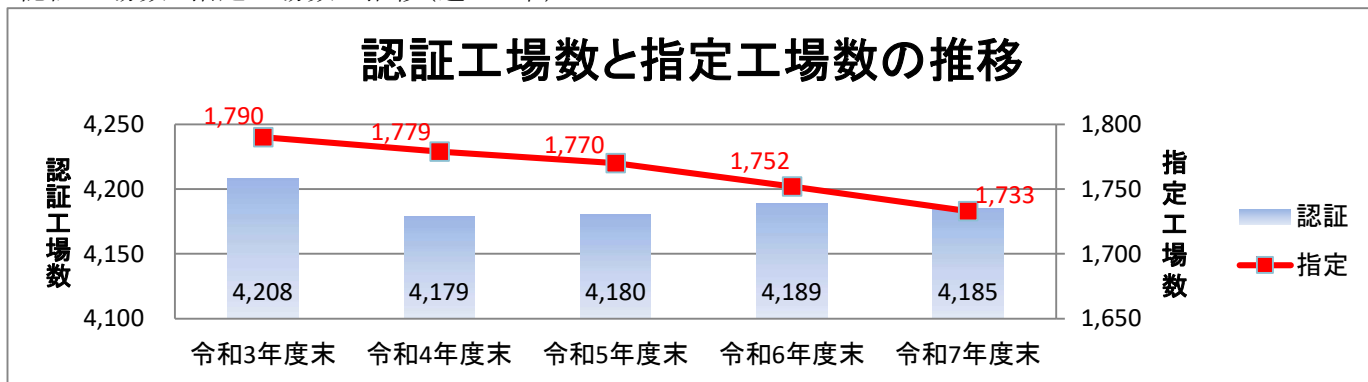
これらを運輸支局別にみると、認証工場数は札幌・帯広で増加、その他は減少となった。指定工場数は、帯広のみ増減無しで、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内の全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%を占め、続いて旭川が約15%、その他は8～11%となっています。

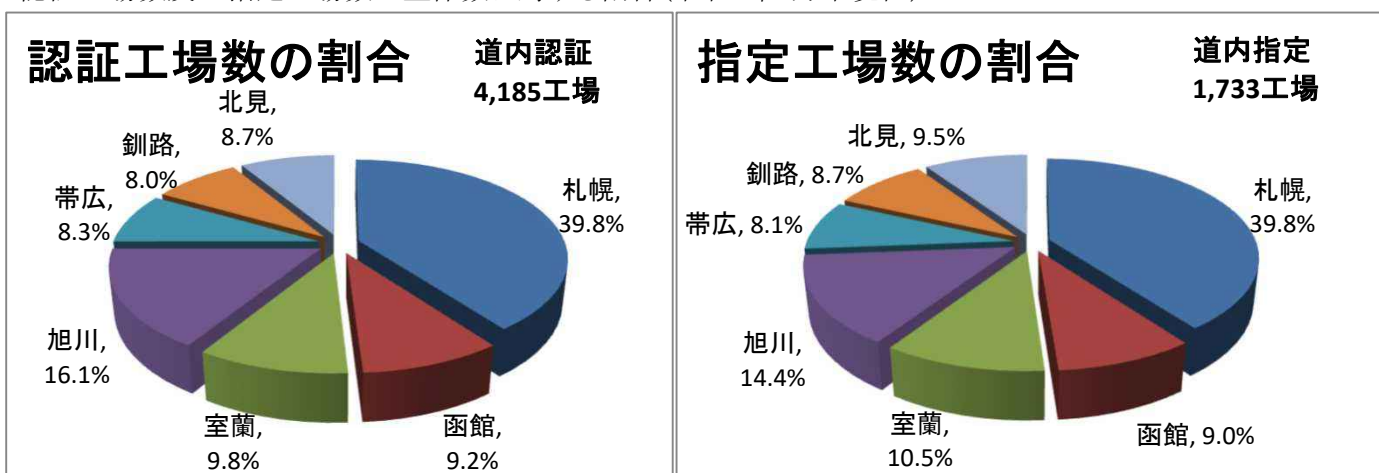
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

支局別	整備事業	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
札幌	認証	1,671	1,656	1,652	1,661	1,667
	認定	49	49	49	47	46
	指定	716	711	705	698	690
	指定／認証	42.8%	42.9%	42.7%	42.0%	41.4%
函館	認証	398	393	390	389	385
	認定	22	20	19	18	18
	指定	162	161	160	158	156
	指定／認証	40.7%	41.0%	41.0%	40.6%	40.5%
室蘭	認証	410	411	415	413	412
	認定	14	14	13	13	13
	指定	190	188	187	184	182
	指定／認証	46.3%	45.7%	45.1%	44.6%	44.2%
旭川	認証	674	673	673	677	674
	認定	39	39	39	39	40
	指定	256	256	256	252	250
	指定／認証	38.0%	38.0%	38.0%	37.2%	37.1%
帯広	認証	343	340	340	346	347
	認定	31	31	29	30	30
	指定	139	141	139	140	140
	指定／認証	40.5%	41.5%	40.9%	40.5%	40.3%
釧路	認証	342	339	340	336	335
	認定	22	18	17	17	16
	指定	158	154	154	152	150
	指定／認証	46.2%	45.4%	45.3%	45.2%	44.8%
北見	認証	370	367	370	367	365
	認定	19	19	19	17	17
	指定	169	168	169	168	165
	指定／認証	45.7%	45.8%	45.7%	45.8%	45.2%
局計	認証	4,208	4,179	4,180	4,189	4,185
	認定	196	190	185	181	180
	指定	1,790	1,779	1,770	1,752	1,733
	指定／認証	42.5%	42.6%	42.3%	41.8%	41.4%
全国計	認証	91,790	91,967	92,363	92,412	92,412
	認定	2,608	2,570	2,538	2,516	2,516
	指定	30,118	30,153	30,025	29,870	29,870
	指定／認証	32.8%	32.8%	32.5%	32.3%	32.3%
局／全国	認証	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
	認定	7.5%	7.4%	7.3%	7.2%	7.2%
	指定	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.8%

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)

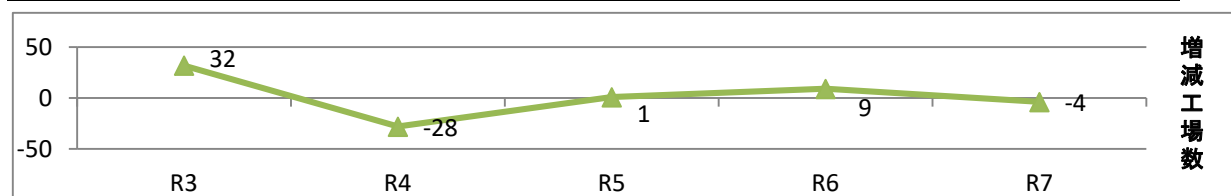


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和8年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

項目 支局別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札幌	50	24	31	46	28	32	52	43	38	32
函館	13	8	1	5	5	8	1	2	3	7
室蘭	8	6	5	4	9	5	4	6	3	4
旭川	11	12	4	5	13	13	16	12	9	12
帯広	11	5	2	5	8	8	10	4	4	3
釧路	5	6	2	5	4	3	3	7	2	3
北見	0	5	4	7	7	4	0	3	4	6
局計	98	66	49	77	74	73	86	77	63	67



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及びその他	
R3	4	0	11	4	10	1	0	0	0	36	66
R4	7	2	12	15	2	0	1	0	5	33	77
R5	1	5	11	4	22	1	0	1	0	28	73
R6	4	0	16	10	18	4	0	0	0	25	77
R7	1	1	4	10	22	3	0	2	0	24	67

注:その他に取消件数も含む。

(2) 整備主任者数及び検査員数

令和8年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は10,761名で対前年比131名の減少、検査員数は5,699名で対前年比33名の減少となっています。

整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

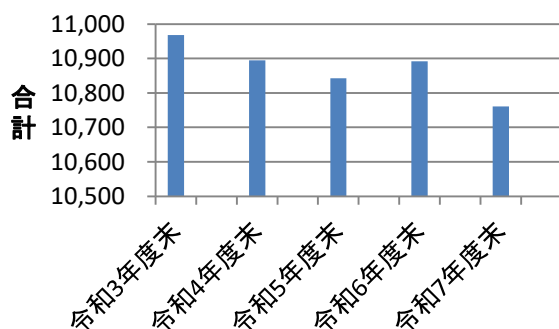
整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
札幌	4,506	4,453	4,457	4,531	4,441
函館	965	966	955	942	947
室蘭	1,109	1,106	1,115	1,112	1,097
旭川	1,664	1,664	1,665	1,701	1,685
帯広	1,028	1,033	1,018	1,028	1,010
釧路	828	807	824	806	817
北見	868	866	809	772	764
局計	10,968	10,895	10,843	10,892	10,761
全国計	218,513	216,842	218,600	219,807	221,887
局／全国	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	4.8%

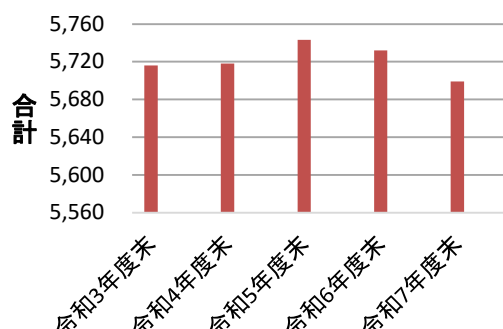
検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
札幌	2,320	2,329	2,376	2,412	2,370
函館	472	473	477	481	476
室蘭	599	585	575	564	561
旭川	869	871	864	840	866
帯広	529	539	528	540	539
釧路	417	416	414	398	400
北見	510	505	509	497	487
局計	5,716	5,718	5,743	5,732	5,699
全国計	96,904	96,927	97,189	99,011	100,187
局／全国	5.9%	5.9%	5.9%	5.8%	5.7%

整備主任者数の推移



検査員数の推移



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和4年10月現在

対象車種 点検区分等			定期点検の間隔							車検証の有効期間		備考 (主な車種など)
			3 月 (別表3)	3 月 (別表4)	6 月 (別表5)	6 月 (別表5の2)	1 年 (別表6)	1 年 (別表7)	初 回	2 回 以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	1年	バス、ハイヤー、タクシー	
		軽	○						2年	2年	車いす移動車、電気自動車	
		幼児専用車	○						1年	1年	園児送迎車	
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	事業用トラック等 (3輪車を含む)	
		GVW8t未満	○	トレーラ					2年	1年		
		軽					●		2年	2年		
	乗用	軽					●		2年	2年	※貨物軽自動車運送事業の経営届出を提出されているものに限る	
		2輪						●	3年	2年	バイク便(貨物ではない)	
	霊柩	定員10人以下	○						2年	2年		
		定員11人以上	○						1年	1年	バス型霊柩車	
大特	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ		
		GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ		
レンタカー	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満	○	トレーラ					2年	1年		
		軽			○				2年	2年		
	定員11人以上		○						1年	1年	バス	
	幼児専用車(軽以外)		○						1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	乗用車	
		軽			○				2年	2年		
		3輪	○						2年	1年		
	2輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車				○			なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)	
	特種※	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車等	
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等	
			GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年		
	軽				○				2年	2年		
		大特※	GVW8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン等	
	GVW8t未満		○					2年	1年	フォーク・リフト等		
	貨物		GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ	
GVW8t未満		○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ			
検査対象外軽自動車(二輪を除く)		○						なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満			○				2年	1年		
		軽					●		2年	2年		
	定員11人以上		○						1年	1年	バス	
	定員11人以上(有償旅客)		○						1年	1年	バス	
	幼児専用車(軽以外)				○				1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車	
		普通・小型(有償旅客)					●		3年	2年		
		軽					●		3年	2年		
		軽(有償旅客)					●		3年	2年		
	2輪	3輪			○				2年	2年		
		小型(特種二輪を含む)						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)	
	検査対象外軽自動車							●	なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)	
	特種※	普通・小型(二輪を除く)		○☆		○				2年	2年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上
		普通・小型(有償旅客)				○				2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
			GVW8t未満			○				2年	1年	
軽						●		2年	2年			
軽(有償旅客)						●		2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等		
大特※	GVW8t以上	○						2年	2年	ホイール・クレーン等		
	GVW8t未満			○				2年	2年	フォーク・リフト等		
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ		
		GVW8t未満			○			2年	1年	ポール・トレーラ		
検査対象外軽自動車(二輪を除く)				○				なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車		

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印: 2年 ○印: 1年

2. GVW: 車両総重量

※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3: 事業用自動車

別表4: 被けん引自動車

別表5: 自家用貨物自動車

別表5の2: 二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6: 自家用乗用自動車

別表7: 二輪自動車(レンタカー除く)

別表1・2は日常点検

北海道管内運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
○ 輸送・監査担当 011-731-7167
○ 検査整備保安担当 011-731-7168
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001

●旭川運輸支局

本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002

●室蘭運輸支局

本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

・検査申請のお問い合わせ **「02181」**

・車の登録手続きのお問い合わせ **「037」**

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

○整備工場の不正等に関する情報

○不正改造車、迷惑黒煙に関する情報

〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕

○未認証行為に関する情報

〔場所、工場名、分解整備の内容、分解整備を行ったと思われる車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

○保安基準に関するお問い合わせ

○リコールに関する情報

○基準緩和、試作車、ユーザー車検について

○運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報

〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

不正改造車・不正車検 各情報提供窓口

○不正改造車、迷惑黒煙車情報提供窓口



○不正車検(ペーパー車検等)通報受付窓口



リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



フリーダイヤル **0120-744-960** 自動車局受付 **03-3580-4434**
(平日9:30~12:00 13:00~17:30) (年中無休・24時間)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html>

○国土交通省 物流・自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館
TEL 03-5253-8111(代表)

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

電話 ○ 管理課
○ 整備・保安課
○ 技術課
○ 保安・環境調整官

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館

011-290-2751
011-290-2752
011-290-2753
011-290-2754

自動車登録手続き等に関する事務

自動車の整備事業の指導監督に関する事務

自動車の検査に関する事務

運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務